

第八章 農耕生活と文化

第一節 農耕生活と年中行事

1 名主日記と村の生活

近世の村の生活はどのようなものであったのであろう。熊川村に残されている名主日記から、年中行事を柱としてその概要を探ってみたい。

材料とする日記の筆者は、熊川村の幕府領分の名主を代々務めてきた石川弥八郎家の当主で、本名を亀三郎という人物であった。亀三郎は、安永七年（一七九八）に生まれ、寛政一二年（一八〇〇）家督を継ぎ名主役も継承、天保一〇年（一八三九）に六一歳で亡くなっている（『石川酒造文書一〜三所収』）。

日記は文政元年（一八一八）から天保九年までの二一年分が残されている。内容は公私にわたり、

- ・名主役を務める上での様々な備忘
- ・幕府領分の一部を範囲と思うられる南庭場の指導者として、庭場の様々な出来事や人々の記録
- ・農業や商売など家の経営に関する記録

・自分や家族をめぐる人々との付き合いや、日常生活の記録

などが丹念に綴られている。

亀三郎の日記の特徴は、単なる記録に留まらず、その折々の感想や心情なども記されているところにあり、大変興味深い内容である。

この日記を材料として、文政から天保期における熊川村の生活を探ってみるわけであるが、本節では年中行事を毎年繰り返しおこなわれている、村の暮らしという意味で取り上げているので、厳密には年中行事といえないものも含めている。

2 熊川村の一年

表Ⅲ-74は二年間の日記の中に、一度でも記述のあった年中行事を月ごとに列挙したもの、表Ⅲ-75は農作業などの記述を抜き出して、同家の年間のおおよその生業暦をまとめたものである。以下、その概略を説明したい。

大正月の行事 元旦は、「吉例之通、家内相揃目出度祝ひ申候」（文政二年）とあり、家族が揃って正月を迎えたことを祝っている。亀三郎には子供がいないので、家族は妻と母の三人（天保二年までは高齢の伯父がいる）と下男・下女のみである。恵方参りとして鎮守である礼拝明神（熊川神社）や八幡宮などに参詣している。

早朝より年始の客が訪れる。年始の客として必ず訪れるのは「村方之者ならびに牛浜・内出・北」（天保五年）の人々で、これは熊川村の各庭場の人々であると考えられる。特に村方の者（村の者）については「残らず参る」と記されていることが多く、石川家のある南庭場の人々を指しているものと考えられる。このほか周辺の村々から親類縁

者なども年始にやってくるし、亀三郎は手習いの師匠もしているので弟子たちも訪れる。それぞれ鳥目（錢貨の異称）のほか、おもいおもいの品を年玉として持参する。返礼としては扇子・筆・半紙などが贈られる。

八ツ時から七ツ時（午後二時から四時頃）になると、亀三郎自身も庭場へ年始に出かけて行く。年始のやり取りは二月の初め頃、年によっては下旬までつづいている。一〇日から一六、七日頃に「内の者」すなわち妻と母親が、庭場へ年始に出かけて行く。また、同じ頃に庭場の女たちも年始に訪れる。

元日の夜にはとろろ汁を食べるのが恒例であったようで「今晚例之通芋汁」「例之通とろろいたす」などとある。

二日は朝湯を立てるのが恒例で、相変わらず年始の客が訪れる。亀三郎も内出や牛浜へ年始に出かける。晩になると「謡初め」がおこなわれる。謡初めは、庭場の初寄り合いで、日時は異なるが現在もおこなわれている。もともとは集まりに先だって謡がおこなわれたことから、このように称されるようになったのであるが、実際に謡がおこなわれたのかどうかは、日記の記述からはわからない。

この席で庭場の年当番（二名）が交替する。また、嫁入りや婿入りであらたに庭場に加わった人や、家督を相続した人の披露目などもおこなわれる。あらたに仲間入りする人々は、酒一升を持参するのが恒例であったようである。「一八人にて一斗飲候」（天保九年）などあり、酒を呑んで賑やかに過ごしている。かかった費用は全員で割合勘定をして前年の年当番が徴収している。天保三年には一人分が一朱と三四五文であった。また、天保五年には、酒七升と魚を亀三郎が負担している。

三日には、年始のほかこれといった行事はない。拝島大師へ参詣したりする。四日は鎮守の礼拝明神（熊川神社）の神主と三か寺（千手院・真福寺・福生院）の僧が年始に訪れる。石川家の菩提寺である柴崎村（立川市）の普濟寺

第1節 農耕生活と年中行事

表 III-74 年中行事一覧

月	日	行 事	月	日	行 事
1	1日	年始・恵方参り	7	7日	七夕
	2日	謡初		7日～15日ごろ	施餓鬼供養
	4日	寺年始		13日	迎え火
	5日ごろ	尾州鷹場札改め		15日	盆礼
	7日	七草		16日	盆棚片付け
	11日	蔵開き・ウナイゾメ		〃	中元祝儀・宿下り
	14日	蚕祭り（まゆ玉）		下旬ごろ	大山講代参
	15日	小正月・宿下り	8	15日	月見
	20日	恵比須講		二百十日から 二百二十日の間	風祭
2	立春の前日	節分・豆まき	9	13日	月見
	2日	出代わり		19日	重陽の節句
	8日	コト八日		28日ごろ	秋の彼岸
	初午	稲荷講	10	20日	恵比須講
3	3日	上巳の節句		下旬ごろ	三峰講代参
	7,8日ごろ	榛名講代参	11	10月下旬から 11月上旬	麦蒔き祝
	20日ごろ	御嶽講代参		19日	三峰講日待
	下旬ごろ	戸隠講代参	12	1日	カワビタリ
	3月下旬から 4月上旬	春の彼岸		8日	コト八日
4	〃	水神祭り		24日	カマシメ
	中旬ごろ	氷祭		26日	煤払い
5	5日	端午の節句		28日	餅搗き
	下旬ごろ	田植祝い		30日	大晦日・晦日市
6	15日	天王祭り		下旬ごろ	歳暮祝儀
	下旬ごろ	夏上がり			

からも使僧が年始にくる。
五日から七日ごろに尾
州鷹場の札改めが立川陣
屋でおこなわれる。札改
めは年によっては一三日
ごろのこともある。
七日は「七種の御祝儀
諸事例之通相祝ひ候」
（文政一〇年）とあり、
七草粥を食べたのであろ
う。前日の六日の項には
内の者や下男が芹摘みに
行ったという記述も見え、
七草粥の準備と思われる。
また、この日は子供たち
が幸神（さいの神）の賽
銭集めにくる日でもあり、

業 一 覧

大豆・小豆	養 蚕	山仕事	川 漁	そ の 他
大豆蒔き 草取り 大豆取り 小豆蒔き 小豆さげ蒔き 小豆取り	掃立て 蚕ひろげ・蚕やとい・まゆかき・火入れ	薪蒔り・くずはき・萱蒔り 薪蒔り・くずはき・萱蒔り	川狩・瀬干など(鮎・雑魚)	大根蒔き 大根引き 燕蒔き 菜蒔き 茄子植え 木綿取り 稷蒔き 辛子蒔き 柿・梨取り 煙草植え 煙草かき

注 文政元年より天保九年までの日記より生業に関する記述を抜き出して表にまとめた。太陰太陽暦では実際の季節とずれが生じるので、二十四節気を基準としている。実線は、作業の記述がある期間、破線はその農作業が継続していると推察される期間を示している。

表Ⅲ-75 生

	麦	水 稻	陸 稻	粟	苳	甘 藷	茶	蕎 麦
立春								
雨水	小麦蒔き・麦ふみ・作切り							
啓蟄								
春分								
清明								
穀雨								
立夏		苗代作り				種芋選び 芋植え		
小満	小麦刈り・棒打ち		陸稲蒔き	粟蒔き	苳蒔き	芋植付け	茶摘み・茶こしらえ	
芒種		田植え	草取り・作切り	作切り	作切り	芋草取り		
夏至	大麦蒔き・棒打ち			粟切り		芋番小屋かけ・作切り		
小暑		草取り		粟二番蒔き		芋取り		
大暑				粟切り				
立秋								
処暑								蕎麦蒔き・作切り
白露			陸稲刈り					
秋分		稲刈り						蕎麦刈り・棒打ち
寒露								
霜降								
立冬	大麦蒔き							
小雪	小麦蒔き・麦ふみ・作切り							
大雪								
冬至								
小寒								
大寒								

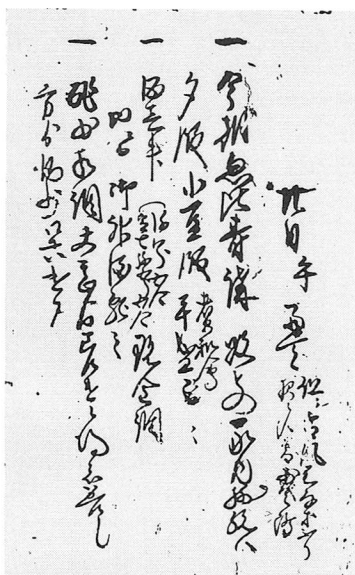
二四文から三〇文の賽銭や、飾りを出している。賽銭は年によっては一〇〇文出していることもある。

一日には歳開きがおこなわれる。また、天保九年の項には「今日、例之通り掘懸いたす、そうにて相祝ひ候也」とある。掘懸は日記の他の箇所の記述から畑に鍬を入れることを指していると思われるので、田畑の仕事初めの儀式であるクワイレ（ウナイゾメ）がおこなわれたものと推察される。また、この日を雑煮で祝ったこともわかる。

小正月の行事 一月一四日には、蚕祭としてマユダマが飾られる。「今朝、例之通りまゆ玉いたし飾り相備へ、祝寿いたし候」とある。文政七年と九年には蚕日待をおこなったという記述も見える。一日は小正月であり、元日と同様庭場の者は皆祝賀に訪れる。また、亀三郎自身も庭場を祝賀に回っている。文政七年の項には、「例の通りかゆ致し」とあるので、現在と同じように小豆粥を食べたのであろう。一日はまた、奉公人を宿下がりさせる日でもある。石川家にはいつも各一、二名の下男・下女がいる。一日に帰り、一泊して一六日に戻ってくるのが通例であるが、年によっては一、二日前後することもある。餅を土産として持ち帰らせたりしている。

恵比須講 二〇日は恵比須講がおこなわれる。家の行事であるが、日記にもほとんど毎年記されており、大切にされている行事である。一〇月の同日にもおこなわれる。石川家には現在も亀三郎の名が書かれた錢箱が残されており、恵比須様の神棚に供えられている。昼は小豆飯、夜は蕎麦を食べるのが恒例である。この日に招かれるのは、日頃農作業の手伝いなどで同家に親しく出入りしている数人の人々である。

正月の日待 二五、六日頃（文政期には月の前半であることが多い）になると石川家が主催する日待がある。招かれている人と家の者や雇人をいれて、二七、八人でおこなわれるのが恒例であった。うどんと蕎麦が大量に作られ、吞んで食べてくつろいで遊んだと記されている。



図Ⅲ-88 名主日記に見える年中行事
(天明4年「公私附込之日記」石川彌八郎家文書)

天保六年の記述を参考に、招かれていた人を分析してみると、この年招かれた二三人のうち一五人が同年の「宗門人別御改帳」にみえる幕府領分の百姓とその家族で、ほかは真福寺や千手院の住職・修験、田沢領（内出地区）の名主とその息子などであることがわかる。幕府領分の百姓については日記の記述から、日ごろ石川家に親しく出入りしている人々であることがわかり、南庭場の人であろうと思われる。

同年の日記によれば、前日の二五日には村の娘を二名雇って臼をひかせ、当日は四ツ時（午前一〇時頃）より村の人々が準備に来ている。日待は夜おこなわれ、うどん二升、蕎麦一斗一升作って丁度良い量であったと記されている。

この日待がどのような理由でおこなわれたのかは記されていないが、おそらく年の初めに日頃親しくしている人々を招くというような意味でおこなわれたのであろう。毎年の日記には必ず記述があり、招いた人の名前などが詳しく記されている。亀三郎にとって関心の高いというか、心くばりをしなれない行事であったと思われる。日記

にはこの日招いたのに都合でこられなかった人を、後日招いて酒を飲ませたり蕎麦を振舞ったりしたことも記されている。年の初めに当たって、日ごろ世話になっている人々に振舞いをするという意味があったのであろう。なお、一月には亀三郎自身も他家の日待にしばしば招かれており、中には家族全員が招かれている場合もある。石川家のみならず、新年の振舞いをする習慣があったものと推察される。

節

分

天保九年一月一〇日の項には「今晚、豆蒔」とあり「所々にて豆蒔き声賑々敷く候也」としるされている。この日は節分にあたり、村内で豆まきをしている様子がわかる。しかし石川家では豆まきは前々からおこなっていないとある。

出代わり 二月二日は出代わりとして、年季奉公人を家に返す日である。もう一年雇う者でもこの日には荷物を持って一度家に帰り、あらたに年季奉公の契約をする。この後二月の中旬頃まで村内だけでなく、福生・羽村・川崎・雨間・森山など近隣の村々へ、奉公人の紹介を依頼し適当な人を探している。たいていはすぐに見つかり、契約を交わして引越してくる。給金は下男が一両一分から三両ぐらい、下女が一両一分二朱ぐらいのようである。初めに内金として給金の一部が親元や世話人に渡され、出代わりのときに残りが支払われる。給金のほかに仕着せとして単物二反、前垂れ・上帯・下帯代として二〇〇文なども支給される。ときにはなかなか気に入った奉公人が見えたら、一度決めた下女を、いくらかの金を持たせて返したりしていることもある。また、年季の途中で病気になったり、村外へ出奔していなくなったので暇を出すということもある。このようなときには、あらかじめ支払った給金の一部を返金させたりもしている。奉公人の仕事は、下男は農作業の手伝いや近隣への使い走りなどの雑用、下女は家の中の仕事のほか機織をした。特に下女にとって機織は大切な仕事であったようで、雇い入れをきめるにあたって機織をさせ、上手下手を試すという記述もある。

コト八日 二月八日は「今ばん事納めに付、半兵衛杯と酒給候」（文政七年）とあり、この日を事納めと称していたことがわかる。コト八日には、疫病神を退散させるための様々な行事がおこなわれるが、日記には「当日賀義目出度相祝ひ候也」（天保八年）などと書かれているので、この日に何をしたかはわからない。

稻荷講 二月初午には稻荷講がおこなわれる。稻荷宮は南の庭場で祭祀されており、現在も庭場の行事としておこなわれている。年当番は二名、いずれかの家で集まりがおこなわれ、もう一名は添役である。稻荷講の年当番と、謡初^{うはつ}の年当番の名は日記に記されていることが多いが、それぞれ異なる人が務めている。文政六年（一八三三）は亀三郎が年当番を務めたので「稻荷祭講控ならびに勘定帳」が残されている。これによれば米のほかゴマメ・豆腐・卵・鰹・酒・醤油・油・酢などの買物をしたことがわかり、二四軒で三七文ずつ費用を分担している。日記によればうどんや蕎麦も作られている。

天保四年（一八三三）には、稻荷宮が再建されたため、この棟上げにあわせて、稻荷講を半月ほど遅らせておこなっている。餅をつき、湯花をおこなうなどの記述がある。「稻荷御宮再建入用帳」も残されている。

上巳の節句 三月三日は上巳^{じょうし}の節句である。正月と同様この日にも庭場の人々や手習いの弟子、親類縁者などが祝賀におとずれる。重之内（重箱にいれた食物）や干物など祝いの品を持参する。石川家からも重之内や蛤を届けたりしている。一日や二日の項には餅草を摘みに行くという記述も見え、餅搗きもおこなっている。

春の彼岸 春の彼岸についての詳しい記述はないが、彼岸の中日に蕎麦を作ったこと（天保三年二月一八日）、寺へ念仏に行ったこと、墓参りに行ったこと（天保九年二月二六日）などがわかる。また、彼岸の明けなので草摘みに行った（同二八日）とあるので、現在も「入りボタモチに明け団子」といわれるように、彼岸の明けには草団子を作ったのかもしれない。

煤 払い 三月の下旬から四月の上旬になると、煤^{すす}払いがおこなわれる。養蚕を始めるにあたっての準備である。下男と日ごろ農作業の手伝いになる近所の農民の二名でおこなう。天保七年の日記にはこの日も繭玉を飾ったことが

記されている（三月二十九日）。

水神祭り 三月の下旬から四月の上旬には川漁も始まり、鮎のほか雑魚取りがおこなわれる。これに先立って、または始まって少したったころ水神祭りがおこなわれる。天保二年五月二二日の項には、鮎取り仲間一同で日待をしたとあり、米・豆腐・油・酒などの費用が記されている。「川狩日待」（文政六年四月五日、同九年四月二日）と記されていることもあるが、内容は同じものであらう。亀三郎の父親の日記（天明四年〔一八四四〕三月二六日）にも、獵（漁）師が一五人集まって酒を呑み泊り込んだという記述がある。

氷祭り 雹除け・豊作等を祈願し、榛名神社の信仰とも関連がある。日記では代参後の日待とは別におこなわれているようである。春祭りと記されていることもある。四月中旬頃おこなわれる。熊川村全体の祭りの様で両給（田沢領と長塩領）の名主とも相談し、費用も全体で分担している。太神楽や品玉（曲芸）、買芝居等がおこなわれる。端午の節句 五月五日は端午の節句である。この日もほかの節句と同様、庭場の人や近隣の村の親類縁者などが祝賀に訪れる。赤飯・魚・酒など祝賀の品も届けられる。柏餅を作ったことも記されている。

田植祝い 田植は人手が多く必要で、一気におこなわなければならないので、お互いに人手を貸しあって協力しておこなわれる。田植が終わると手伝ってくれた人を招いて日待をした。うどんや蕎麦が作られた。

天王祭り 八雲神社の祭礼である。毎年六月一五日におこなわれる。差障りがあって日延べをしたり閏月に延べたりということはあるが、毎年必ずおこなわれている。前日には草取りや掃除がおこなわれ、当日は灯明があげられ日待もおこなう。

手習いの子供に天王様の旗を書かせたとか、新麦で饅頭を作ったなどの記述も見える。村全体の祭りであるが、日

待は庭場ごとにおこなっているようである。

夏あがり 嫁の里帰り。天保八年六月二〇日の項にみえるのみである。二三日に赤飯を土産に、帰宅している。

七夕 七月七日は七夕祭りである。七夕についての記述は日記にはあまり見えないが「今ばん七夕に付うどんいたし、賑々敷祝寿いたし候」(文政六年七月七日) などとある。

盆の行事 七月七日には、寺(千手院)で施餓鬼供養の法要がおこなわれる。亀三郎自身が、布施を一〇疋持参し夕方まで寺で過ごす。一二日や一五日にも施餓鬼に行ったという記事がある。墓や道、稻荷宮の掃除などがおこなわれ、一三日には迎え火が焚かれる。一四日には特に仕事をせず、仏祭りをして、一日を過ごしている。一五日は盆礼として庭場や牛浜の人々、親類縁者、弟子などが挨拶に訪れる。素麺や餅を持参する。亀三郎も村方へ礼に回る。一六日には盆棚が片付けられる。

中元祝儀 一六日は中元祝儀の日でもあり、村方の女房や親類縁者などが素麺・白瓜・茄子・小麦・餅などをもって訪れる。石川家でも近隣の村々へ中元の品を持参する。この日だけでなく前後一か月ぐらいの間に、暑中見舞いと称してさまざまな品物のやり取りがある。

宿下がり 一月と同様七月の一五、六日は奉公人を宿下がりさせる日である。

月見 八月一五日の十五夜と、九月一三日の十三夜と必ず二回おこなわれる。うどんや蕎麦をつくる。湯花(湯立神楽)をしている年もある。

風祭 二百十日から二百二十日の間におこなわれる。この日を秋祭と記している年がある。氷祭りと同様両給を含めて熊川村全体でおこなわれる。湯花・大般若・太神楽・十二神楽・香具師芝居・角兵衛獅子などがおこなわ

れる。神楽や芝居などは旅芸人が回ってくるようで、風祭にどうかと勧められて買ったりしている。日待もおこなわれる。費用も全体で分担している。

秋の彼岸 秋の彼岸についても詳しい記述はない。彼岸の入りに饅頭を蒸して、仏前に供えたこと（天保三年八月二六日）、うどんを作って寺へ届けたこと（天保四年八月二五日）、彼岸の明けに蕎麦を作ったこと（同二七日）などがわかる。

重陽の節句 九月一日を節句として祝っている。庭場や縁の人々が、重之内や魚を持参して祝賀に訪れるのも、返礼に行くのもほかの節句と変わらない。日待がおこなわれ、うどんや蕎麦が作られる。

秋の日待 九月の二七、八日ごろ石川家主催の日待がおこなわれる。何のための日待であるかはわからないが、九月のミクンチ（三回の九日）のうち、シマイクンチを意味するのも知れない。招かれる人は真福寺や千手院の住職のほか修験や近所の人など七、八人で正月の日待よりはずっと規模は小さい。祈禱がおこなわれている。八人で蕎麦を三升作ったとある（天保九年九月三〇日）。

恵比須講 一月と同様に一〇月二〇日にも恵比須講がおこなわれる。内容は一月と同じである。一月の恵比須講が必ず二〇日におこなわれるのに対し、三日から七日程度遅れておこなわれることもある。

麦まき祝 一〇月から十一月にかけて、麦まきが終わると、麦まき祝として手伝いの人々を招いて、日待がおこなわれる。「麦まき祝いとして、例之通^{こなつき}糝^{しんこ}（糝粉を餅のようにしてたべる）いたし候なり」（文政一〇年一〇月一日）とある。糝は粥を意味することもあるので、現在もおこなわれるところがあるように、ドジョウガユ（短いうどんのようなものを入れた粥）を作ったものと推察される。

一 二月一日の行事 「当日祝ひとして例之通りもちつき候」(文政七年二月一日)とあるように、日記には毎年

この日に餅をついて祝ったという記述がある。二月一日はカワビタリノツイタチと称して、馬の息災を祈り、カワビタリモチというぼた餅を作る日である。何か関連した行事がおこなわれたのかもしれないが、日記からだけではわからない。

コト八日 二月八日を事納めとしてるので、この日(二月八日)が事始めに当たるわけであるが、日記には特に記されていない。「今日之御祝儀、例之通り祝い候」(文政一〇年二月八日)とあり、なにか行事があったらしいことは、推察される。

正月の準備 二四日になると、法印様(真福寺の住職)によってカマシメがおこなわれ、二六日には煤払いがおこなわれ、二八日には餅搗きをする。また、この頃晦日市にて正月に必要なものを買いととのえる。

大晦日には、また庭場の人々などが歳暮の祝儀に訪れる。「村之者残らず、歳暮之祝儀として五ツ時迄二相済み候也」(文政四年二月三十一日)などとなる。

暮れに入ると中元と同様、寒見舞いや歳暮祝儀と称して品物のやり取りがある。用いられるのは鮭・うど・酒粕などである。貸金の精算などもおこなわれ、めでたく新年を迎える。

3 信仰に關係する行事

信仰に關係する行事としては、代参講など様々な講中に關係する行事があげられる。いずれも、「〇〇講」というようには記されていないが、代参をしたり、御札を配ったり、日待をしたりという記述の内容から、講中があったと

推察されるものである。

榛名講 榛名神社（群馬県榛名町）は、火除け・盗難除けのほか、雹^{ひょう}除けの信仰が有名で、広く信仰を集めていた。養蚕や雨ごいの信仰もあった。日記にもほとんど毎年、代参の記述が見える。

三月七、八日頃におこなわれる代参は、両旗本領を含めた村全体でおこない入用金も徴収している。戻ってくると庭場ごとに日待がおこなわれ、各戸に御札が配られる。文政三年五月一日の項には、村が水難を避けたお礼として、再代参をしたという記述も見える。

三峰講 三峰神社（埼玉県大滝村）は盗難除けの信仰を集めていた。日記にも榛名講につづいてよく記述のある講である。一〇月の下旬ごろ代参におもむいたようで、代参の相談や入用の徴収をおこなっている。榛名講と同様村全体でおこなっている。

一一月の初旬に講中に御札が配られ、一九日に日待がおこなわれている。日待は庭場ごとにおこなわれている。天保五年には二月と四月の一九日、天保七年も二月一九日に「三峰さんの御日待」をしたという記述が見え、代参以外にも三峰講の縁日と思われる一九日に、日待をおこなうことがあったことをうかがわせる。

御嶽講 武州御嶽神社（青梅市）は、火災盗難除けや五穀豊穡や養蚕の信仰を集めている。日記には、文政六年三月二一日の項に御嶽山入用を集める。二二日の項に二名が代参する。二五日の項に御札を配るという記述が見える。講中ではあったものと推察されるが、日記にはほかにあまり記述が見えない。

戸隠講 戸隠神社（長野県戸隠村）に対する信仰。文政一〇年・一二年三月の項に、代参入用を集めるという記述が見える。また天保三・五・七・八年三月の項には、御札を配る人が来村している記述がある。代参があったの

か、御師^{おし}が御札のみを配って歩いたのか、はっきりしない。

大山講 大山阿夫利神社（神奈川県伊勢原市）は、雨ごいなどの信仰を集めている。日記では文政四年と一年の七月に代参の記事が見える。また、同二年二月四日の項には大山御師^{かんげ}が勧化の催促にくる。天保八年七月一日の項には、大山御師の勧化を取り立てるといふ記述もある。天保七年七月一二日の項には、亀三郎の養子である和吉が、同行の者二名とともに大山詣でにでかけるといふ記述があるが、代参であるかどうかはわからない。

富士講 天保五年七月一七日の項に、常右衛門方に富士講祭りがあり、一五三人集まるとある。常右衛門は、亀三郎と同じ庭場の一員であり、彼を世話役とする講中の存在をうかがわせる。

天保七年七月一八、九日の兩日の項には、富士山へ行く村人に金子を貸すといふ記述が見えるが、これ以外には記述がなく、詳しいことは不明である。

伊勢講 代参などの記事は見えないが、毎年十二月一日から二〇日頃、伊勢御師やその手代が勧化を集めにまわってきて、御祓いなどをおこなっている。天保二年一月には、庭場のもの七人が伊勢参宮に出かけ、帰宅後参宮日待がおこなわれた。

以上のほか、恵島（江ノ島）へ代参に行く（文政三年七月一三日）、上岡の馬頭観音（埼玉県）へ馬持ちの人々の講中が代参する（天保四年一月二〇日）などの記事も見える。

代参講のほかにも村内でお籠りや日待をおこなう講中はいくつかある。

甲子待 甲子^{かっし}待は、甲子の日に、子の刻^ね（午前〇時）まで起きていて、大黒天を祀り、商売繁盛などを祈念するものである。

日記では、六〇日おきの甲子の日には、文政年間ほとんど、天保に入ってからかなりの頻度で記述がある。真福寺には大黒天が祀られており、この住職や近隣にいる修験の僧などが、祈願をおこなっている。終夜の勤行ごんぎょうをすることもあったようである。

巳 待 巳待は、己巳つちのとみの日の巳の刻（午前一〇時ごろ）に弁財天の祀りまつをすることをいうが、日記では己巳の日の前夜、真福寺にておこなっている。終夜の勤行などはなく、懸銭がおこなわれ、夜更けまで碁をうつなど遊びの要素も強い。亀三郎はときどき江ノ島詣えのしまよぎをしているが、これとも関連があるのであろう。文政ごろの日記にはしばしば見えるが、天保に入るとまったく記述がなくなってしまう。

庚申こうしん 待 庚申かのえさるの夜におこなわれるお籠りこもであるが、文政九年二月八日の項に見えるのみで、詳細はわからない。念仏講 庭場を構成の範囲とする念仏講があり、毎月一六日に各家を持回りで、月念仏がおこなわれていた。

念仏は不祝儀のほか、流行病や村の者に狐がついたなど様々な祈願の折にもおこなわれている。天保九年四月一六日の項には「今ばん月念仏、当方月番に付致す、則茶菓子いたし出す、庭場残らず参り候也」とある。前日の一五日には、準備のためもち草もちぐさ（蓬）摘みに行ったという記述もある。

4 その他の行事

年中行事とはいえないが、関連の行事として、以下のものをあげる。

寄講・会日 石川家が主催する頼母子講を開催する日である。日記には「寄講」「催」「会日かいび」などと記されている。この時期石川家では、実に様々な無尽・頼母子講に参加しており、一か月の内何回も無尽講に参加したという記述が

みられる。この中には毎月、日を決めて定例のようにおこなわれているものもあり、農村への貨幣経済の浸透にともなつて、人々が様々な資金を必要としていたことがうかがえる。

石川家が、頼母子講を始めたのは文政六年からで、第一回目は、一月二六日におこなわれている。これに先立って、近隣の村々や村内の人々に、しきりと参加を呼びかけており、当日思ひのほか大勢の参加者があつたことを喜んでゐる。これ以後、会を催す日は毎月の一二日となり、日記にはこれに関連する内容が丁寧に記されている。家の経営者としての亀三郎の関心の深さを示すものであらう。

当日は、参加した人を本膳つきの正式な料理で、もてなすことが通例であつたようで、数日前から献立を決め、八王子や五日市などへ材料の買い出しに出かけている。また、当日には庭場の人七、八人が手伝いに訪れている。石川家においては非常に重要な行事であつた。

会日が、どのくらいの頻度でおこなわれていたのかは、日記の記述だけではいま一つはっきりしない。会日の記述は、三、四か月おきの一二日にあり、ほかの月の一二日には寄講のための集金をするという記述がしばしば見えるので、実際に人を集めて会を催す月と、金銭だけを集める月があつたのかも知れない。

天保三年一月一二日をもつて、一〇年の満期を迎え、同家主催の頼母子講は終わっている。世話人となつてくれた人々に茶漬茶碗や酒のお礼をしている。これ以後、同家主催の頼母子講の記述は見えない。

雨ごい・天気祭り 農耕に適度な降雨と日照が必要なことはいままでもないが、特に田植頃の日照りは稲作に深刻な影響を与えた。このため雨ごいがおこなわれ、日記にもときどき記述がある。雨ごいは村内の寺や神社でおこなわれることもあるが、大山阿夫利神社などに祈願に出かけることもある。

天保五年（一八三四）の干ばつは深刻であったようで、村内での祈願の後、七月九日に亀三郎自らが同行の村人三人と大山へ出かけ一日に帰宅している。しかし降雨は少なく、一二日には立川までの一か村で、相州箱根権現へ代参するという相談がまとまった。代参人は一六日に帰宅し、箱根より持参した水が真福寺の法印によって川に流された。この日酉の刻（午後六時頃）より大雨が降り、翌日までつづいたという。代参の入用を四〇文ずつ集めている。

これに対し、雨ばかりが降りつづき日照不足になると、天気祭りがおこなわれた。天気祭りは代参というようなことはなく、神主に祈願を頼み、庭場に触れを出して日待をおこなっている。天保三年六月一八日の項には、一か月あまり雨がつづいたため、福生村や拝島村とともに天気祭りをおこなったとある。

5 村の暮らしと年中行事

熊川村の二一年におよぶ名主日記から、年中行事に関する記述を抜き出してみた。個人的な日記でもあり、年中行事について記述することを強く意識して書かれたものではないので、欠落している行事もある。また記述があるものでも毎年必ず記されているものもあるが、記述があったりなかったりする行事も多い。

また、石川家はこの当時も村の指導者として経済的にも豊かで、村では上層階級の家であった。したがって、日記に記された同家の暮らしぶりがそのまま村の人々の暮らしとはいいい難い部分もあり、この点には十分留意して資料を読み進める必要がある。

しかし、年中行事に関する記述の多くのものには、「例の通り」「例年の如く」などと記されているので、稀にしか記述のない行事も毎年おこなわれていたものと考えてよいと思われる。したがって二一年分の記述を重ね合わせるこ

とで、村全体でおこなう行事もかなり拾うことができ、当時の村の暮らしをうかがうことができた。これらを、現在の民俗の聞き取り調査の成果をまとめた、『民俗上・下』などの民俗誌と比較してみると興味深いものがあり、断片的な記述でしかない行事の内容を推察する手がかりともなる。

日記に登場する年中行事の中には、現在はおこなわれなくなったものもあるが、聞き書きの中で接することのできるものと、そう大きく異なるものではない。日記からは、さまざまな行事が畑作を中心とした村の農耕生活と深くかわりながら、社会生活の一部として重要な役割を果たしていたことがうかがえる。行事の多くは生活の節目として大切にされ、当然おこなわれるべきもの、参加すべきものとしてとらえられている。

正月や盆、季節ごとの節句には村の人々、特に庭場の人々が名主のもとに、さまざまな品物を持って挨拶に訪れるが、この折にも不参の者があった場合には、後日強い叱責がなされている。節句の礼は欠くべからざるものであったことがうかがわれる。

また、行事への参加は義務だけでなく生活の潤いとして大きな楽しみでもあったわけで、人々がいそいそと日待の準備をしている様子、村芝居や曲芸などに下男や下女もふくめて、家中総出ででかけて行く様子などもうかがえる。天保七、八年は飢饉の年で行事の規模は縮小され、さまざまな贈答も取りやめになるが、筆者亀三郎の「つまらぬ節句に候也」という嘆きに、その気持ちが込められているように感じられる。

第二節 庭場と組の構造と機能

村の中の集

江戸時代の村は、基本的には近世初頭の村切り政策など、領主によって設定された、いわば行政的な枠組みとして存在していた。一方で農業を生活のもっとも大切ななりわいとして村に住んでいた人々はお互いの協同を寄せあわなければならなかった。江戸時代の村は、個人や家を包み込むような協同性を基盤とするさまざまな集団を形成することによって、その存在を安定化することができたのである。

このため村の中には、五人組や年貢の徴収単位としての組、さらに相給村落の場合の領主ごとの組といった、行政的に設定された集団や、それとは異なって、若者組など年齢ごとに組織されるものや、信仰をその基礎におくものといった、村の実際の生活の中から生み出されてきた集団などが数多く形成されていた。これに集団形成の契機として地縁や血縁といった要素を組み込めば、その多様性はさらに広がっていくことになる。

これらのさまざまな基準に基づく村の諸集団は、それぞれが別個に独立して存在しているのではなく、その構成メンバーや機能などについてみれば、お互いに密接な関係を持ちつつ重層的に存在していたことを忘れてはならない。

これら村内集団のすべてを取りあげ、それぞれの関係を追求することはできないので、ここではおもに「庭場」と呼ばれる地縁集団を取りあげ、その実態や機能について検討するとともに、この「庭場」とほかの組との関連についても触れていくことにする。

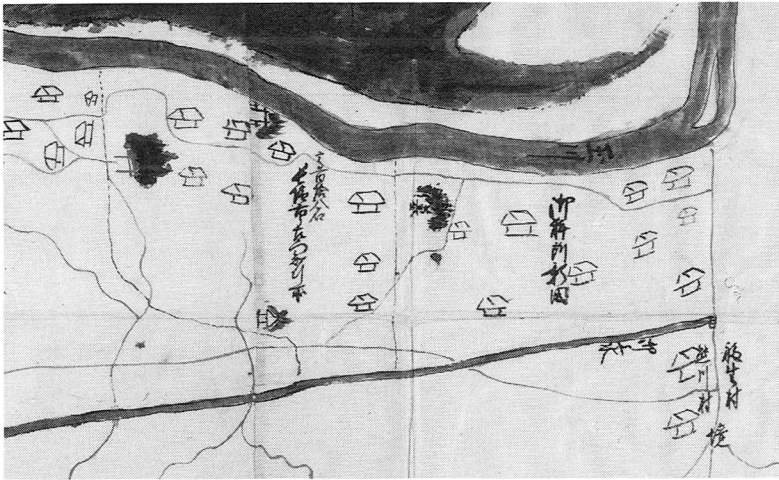
庭場とは

庭場とは、おもに西多摩地方を中心に村内の地縁集団を示す呼称として分布している語である。庭場の機能は、滝沢博によって①屋根普請、②講、③雨乞、④無尽、⑤道橋普請、⑥病気、⑦祝儀、⑧葬礼、⑨火事、⑩入会山、⑪祭のつきあい、の一一項目にまとめられている（滝沢博「庭場の問題——南小曾木村・市川家日記より——」、『多摩郷土研究四六』）。

福生市域の庭場を検討するに先立って、まず近隣諸村の庭場の事例を紹介してみると、多摩郡南小曾木村（青梅市）には五つの庭場が存在し「行家（ぎょうや）」と呼ばれる庭場の集会所を持ち、庭場の代表者として組頭が選任されていた。この組頭は、庭場一同の信任によってその職務を遂行することができたとされている（『市川家日記』、『日本庶民生活史料集成一二』）。

また、福生市から多摩川を越えた秋川市小川（多摩郡小川村）にも庭場が存在していた。小川村には久保庭場・西庭場・東庭場と三つの庭場があり、このうち西庭場と東庭場は合わせて「小川」と呼ばれていた。久保と小川の両庭場にはそれぞれ一人ずつ名主がおり、この名主のもとに日常的な生活が営まれていたのである。小川村にはこのほか、おもに年貢の徴収単位として行政的に設定された組が、これもそれぞれの名主を中心にして二組存在していた。この組は庭場と同様に名主を中心にまとまっていながらも地縁的な集団とはいえず、その構成メンバーも庭場のそれと一致するものではなかった（桜井昭男「近世期小川村の組をめぐる問題について」、『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究』）。

以上、ひとくちに庭場といってもその実態は各村ごとに微妙な相違をみせていることがわかる。以下、熊川村と福生村における庭場を検討し、さらにほかの組との関係にも言及していくことにする。



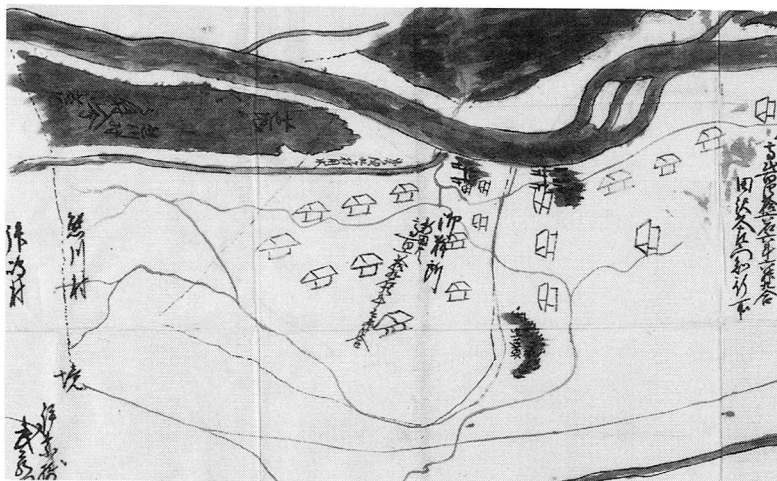
天明4年（石川彌八郎家文書）

民俗とし ての庭場

福生市域にも庭場が存在していたことは、いまさら改めていうまでもないことであるが、ではその実態はということになると必ずしも予断を許さない状況となってくる。というのも市域全体の庭場に関する資料が不足しているためであり、現在ではいったいくつの庭場が存在していたのかさえ曖昧なものとなってしまっているような状態である。ことにこれを江戸時代の問題として取り上げるとなれば、なおさらその困難の度合いが増すことになる。

このような制限のもとで庭場の問題を論じていくために、まずは現在まで連綿としてつづいてきている庭場組織の現状を『民俗下』の記述をもとに旧熊川村について概観し、江戸時代の庭場の検討に備えたいと思う。

旧熊川村は熊川分牛浜・鍋ヶ谷戸・内出・南の四地区に分かれているが、このうち内出と南について見てみると、庭場の語が現れてくるのは明治時代からということになっている。しかし、これは福生村に関する記載であるが、鍋ヶ谷戸の野島茂雄家に伝わる安永二年（一七三）の『神光仏言夢物語』という資料（ただし慶



図Ⅲ-89 三給入合の熊川村

応二年（八六六）に写されたもの）に、すでに「庭ば」あるいは「庭は」といった語が出てきていることや（『近世1』1）、ほかにも庭場の語の散見される資料があることから、江戸時代に庭場がまったくなかったということにはならない。

民俗編の記述によると庭場と呼ばれる範囲が現在のものと江戸時代のものとは必ずしも一致せず、江戸時代のほうがより狭い範囲を指す呼称であったとされており（『民俗下』）、江戸から明治へという時代的な変遷の中で、その様子が変化していったものと捉えることができる。この変化を民俗編では内出地区を事例として「幕末から明治にかけて、家の崩壊と人口減少が内出地区に見られ」、「その過程の中で、現在も続いている、クミアイ、ニワバのクミが決められた」とされ、「明治二五年頃から、人数とメンバーが決められ今日に至り」、「メンバーが固定してからニワバという言葉が使われた」と結論づけられている（『民俗下』）。ニワバという語が明治以降に使用されたことには問題が残るが、問題は近世から近代にかけての庭場の変化の様子を探ることであろう。今この大きな問題をここで解決することはできな

いが、明治以降、近世期の五人組から変化したと思われる「クミアイ」などとともに、近代的な行政の枠組みの中に取り込まれていくことによって、ニワバの変化が見られたのであろう。

明治期以降、南・内出両地区ではニワバの総会としてウタイゾメというものがあり、ここで一年間の会計報告や事務の申し送り、年間行事などの相談、年番・区長などの交替が議題とされ、ニワバ入りもこの日におこなわれた。またニワバの活動は、区長や年番を中心にして運営されるが、この年番の職務は、南地区では「稻荷講の年番」と「ムラの年番」に分けられるという。「稻荷講の年番」とは、南の村氏神である稻荷神社の講の担当者のことをいい、「ムラの年番」とは、それ以外の葬式の際の穴掘りをはじめ村政や祭礼の職務をいっており、内出地区でも第二次世界大戦前には、同様の組織になっていたという（『民俗下』）。

このようなニワバの組織や、それをとおしてみられる活動の様子は、先の滝沢博によってまとめられた庭場の機能からみても、江戸期にその深淵を持ちつつ近代以降にその形を確定していったものと考えることができる。以下、これらの事柄をふまえつつ江戸時代の市域の庭場について見ていくことにする。

熊川村の庭場

まず熊川村にはいくつの庭場があったのであろうか。とりあえず熊川村幕府領分の名主を勤めていた石川弥八郎家に残された化政期以降の日記（『多満自慢石川酒造文書一五』、以下『石川酒造文書』と略す）の中から、わずかではあるが庭場の名前の出てくる記述を書き抜いてみることから始めよう。

一新左衛門尋の義、彼是差図いたし所々へ人出ス、夜ニ入り、内出庭場も頼ミ候て、式手ニて呼候え共、行違（衛カ）相知れ申さず候也（文政五年十二月二十三日条）

一今朝、流木払ニいたす、立会直右衛門・定五郎・兵右衛門ニて、内出・みなみ庭場へ売渡シ、三拾六口ニて、

代三貫八百三十六文にて、八月晦日取立管也（文政七年七月二十六日条）

一大般若御札所々へ為三郎を以て配らせ候、ならびニ牛ばま庭場へ配り候様乙右衛門方へ遣し候也（天保八年四月十一日条）

一（略）稻荷様再建入用、南庭場寄進の心懸にていたし候（天保四年二月十九日条）

一内出へ助合い致す可くと存□兵衛殿・直右衛門殿を呼び相談いたす、是れは内出庭場病人多分故也（天保八年七月五日条）

一今日は、内出庭場病人多く候ニ付き、北ならびに此方人足残らず仕合い遣し候ニ付き、右差図として終日参り候（天保八年七月八日条）

一（略）村方のもの一同年始相済み、弥七南庭場の年始いたし候（明治三年正月元日条）

一（略）鮎鯊の義、清三郎金拾両にて引請け可きよし申し出ニ付き、右の趣両給へ申し遣し候処、三郎左衛門参り、内出庭場にも引請け人これ有り候間、何れ村中申し合せ候様申し聞く可きよし相談及ばれ候ニ付き、然るべしと答（明治三年二月十三日条）

一弥七父・両給名主川原堤駕籠其外渡しニ行き、堤築手間壹坪廿一匁より三拾式匁迄ニ相渡し、籠壹本ニ付き石入賃拾式匁にて相渡し、壹番ヲ忠八へ渡し、二、三ヲ南庭場渡し、四番ヲ福生へ渡し、五、六ヲ鍋ヶ谷戸、七、八ヲ内出へ渡し、九ヲ牛浜へ渡し、十森山へ渡し（明治三年四月朔日条）

以上、少々長めの引用となったが、石川家の日記に登場した庭場は「南庭場」「内出庭場」「牛ばま庭場」の三つである。この三つの庭場に冠された南・内出・牛ばま（牛浜）はそれぞれ熊川村の中の地名で、庭場が村内の地域的な

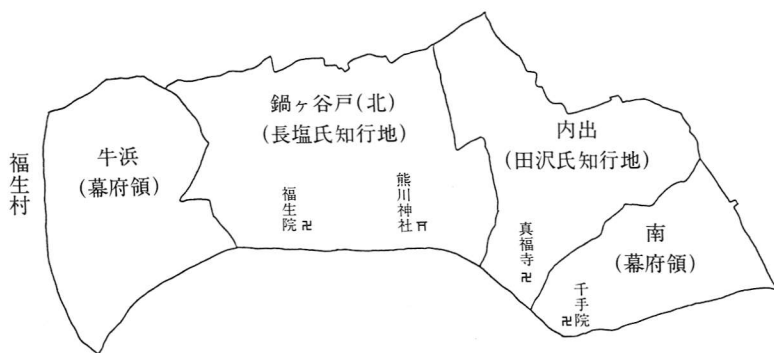
枠組みとして存在していた様子を知らることができる。

このほかに熊川村の地名としては、鍋ヶ谷戸（北と呼ぶ場合もある）というものがあり、これもひとつの庭場を形成していたらうことは、先に引用した石川日記の明治三年四月朔日条に、籠を渡す対象として南庭場について鍋ヶ谷戸・内出・牛浜が出てくることから知る事ができるし、下って明治一二年の字下河原耕地開拓にかかわる資料の中で、功田として除役される反別の書上の中に、共有地分として鎮守免や村免とともに「鍋ヶ谷戸稻荷免」「牛浜同」「南同」「内出同」、そして「四庭場持同」という項目が出てくる（『石川酒造文書五』）ことで、熊川村の庭場の数はさらに確実なものとなろう。

ところでこの熊川村の南以下四つの地名は、それぞれが近世における支配領主ごとの枠組みと重なっていた。つまり内出は旗本田沢氏の領地、鍋ヶ谷戸は同じく旗本長塩氏の領地、南は幕府領、牛浜も同じく幕府領で、この牛浜はもともと南に居住していた農民三〇人が移り住んだといわれている。熊川村に存在する庭場は、図Ⅲ—90のように支配領主ごとに区別されていたのである。

このような熊川村の庭場編成は、必ずしも一般的なものとはいえない切れない部分もある。たとえば先に例示した「市川家日記」には、「小布市庭場の事は相給もこれ有り候」（『日本庶民生活史料集成一二』）と、小布市庭場が一人の領主支配のみを受けているのではないと記されていることや、幕府領と旗本青木氏の知行地の二給支配である小川村の場合、青木氏知行の農民三人がほかの幕府領の農民とともに、久保庭場に属していたということ（桜井前掲論文）から考えてみれば、庭場の編成のあり方は、それぞれの村ごとの特徴を持っていたことがわかる。

これらの庭場編成の相違は、基本的には村の中に存在するいくつかの村組相互の関連として、それらの村組の性格



図Ⅲ-90 熊川村の庭場

やその成立の仕方などを、それぞれの村の成り立ちの問題を含めて村の全体的な枠組みの中で考えていかなければならない問題であり、またほかの地域において、別の呼称で呼ばれているような村の中の組と比較しながら、その位置づけをしていかなければならないものといえる。

福生村の庭場

つぎに福生村の庭場を確認しておくことにする。ここでも福生村の名主を勤めていた田村半十郎家の日記からその手がかりを得ることにしよう。

一(省略) 村方当番参り、きのふ太七参り、庭場当番のもの申し口、まんどふの義、下郷にて壺ヶ年相休み候様いたし度き趣ニ付き、利害申し聞き候処、左候ハ、下郷まんどふハ庭場限り、上郷三庭場ハ俱ニもち候様いたし度き趣これ申し候ニ付き、何れも先規の通り庭場限りもち候様申し渡し候(弘化五年七月四日条)

一(省略) 天王祭礼宿庭場てふちん三十こしらへ申し候、但し壺つ銀五匁五分つ、(略)(嘉永五年〔一八五三〕六月十四日条)

一(省略) 長沢庭場若者不取締の義これ有り取調べ中(安政四年〔一八五七〕八月二十六日条)

一(省略) 長沢としかきにて年嵩の者共一同申し合せ、村方取締筋の義ニ付き右

庭場諸事深切ニ世話いたし候趣ヲ以つて内済いたし候（安政四年八月二十八日条）

一（省略）去年色々村方ニて世話相成り候ニ付き、日待料として四ヶ庭場へ金五兩つゝ相渡し候（慶応三年
 〈一八七〉 六月十四日条）

以上、抜き出した事例は必ずしも多くないが、ここに現れた庭場には「宿庭場」「長沢庭場」がある。さらに慶応三年六月一日四日条には「四ヶ庭場」という記述が見られるところから、このほかにも庭場が存在していたことがうかがわれる。宿にしろ長沢にしろ、ともに福生村の中の地名であり、福生村でも基本的に庭場が地名を冠した地域的な結合であることを知ることができる。

弘化五年七月四日条の記述によると、盆の行事である「まんどふ（万灯）」をおこなうに当たって、上郷と下郷という区別があり、しかも「上郷三庭場」という表現から、いくつかの庭場が集まって上郷・下郷というまとまりを形づくっている様子がわかる。下郷では万灯をそれぞれの庭場ごとにおこなうことが求められ、一方上郷では三つの庭場が合同で万灯をおこなうということになっている。上郷・下郷に所属している庭場が実際にいくつでどのような名称がつけられていたのかここで明らかにすることはできないので、さらにほかの資料からこの問題を探っていくことにする。

（省略）

右は福生村内字馬喰竹庭場と申し、百姓拾六軒程これ有り、平日不平の場所ニて何事ニよらす六ツヶ敷義計りこれ有り（略）
 （天保三年横田左市次郎右衛門一件書留）田村半十郎家文書）

ここでは、「馬喰竹庭場」の存在が確認できる。

取替議定証文之事

一当地蔵尊の義は両庭場持にてこれ有り候、両村境字羽ヶ下地蔵坂ニ在り候処、近年一統相談の上私共持地所の内貸し呉れ候様ニ付、当申年より来ル卯年迄式拾ヶ年の間安置致せられ成さる可く候、且つ又金壹両也借用致し、此利分ヲ以て地代ならびニ御年貢足し合ひニ致し、前書の通り年季明け候ハ、本地へ早速御引取成され候筈、其砌り元金壹両也急度返済申すべく候、万一同相滞り候ハ、組合内にて立会い申すべく候、然る上ハ双方共相談の上取極め儀定一札、よつて件如

嘉永元年申年十一月日

右地主道上

林 蔵印

組合同

与 十郎印
喜代蔵印

両 牛浜中
組頭中

(『近世3』159)

この資料は地蔵の所在地を移動することに関するものであるが、ここには「両庭場」という語が登場する。これは地蔵を安置するための土地の借用を依頼した「両庭場」と、依頼された林蔵との間に取りかわされたものであり、「両庭場」の意味するところは、宛名の「両牛浜」ということになる。両牛浜とは熊川村と福生村の双方の牛浜を示しているが、熊川村の牛浜が一つの庭場として存在していることから、福生村の牛浜も庭場として位置づけることができる。すなわち牛浜も福生の庭場の一つということになる。

済口証文之事

一此度村内字宿・上内出両庭場四拾九人惣代百姓平七より同村年寄市郎右衛門・百姓代半左衛門・百姓佐治右衛門へ相掛り、先年両庭場鎮守関神明神へ附け置き候字古布市海道にて切畑六反式拾五歩の処ニ立て置き候^(松カ)枉難木伐り荒し候段申し立て、今般出訴し奉り、来月二日御差日御差紙頂戴相附け候処、尚又同氏子十六人惣代年寄治左衛門より右の段申し立て御訴訟申し上ぐべき旨、村役人へ相届け候処（後略）

享和二戌年二月

年寄 市郎右衛門

（他一名省略）

鍵取 氏子中

宝蔵院様

（『近世3』149）

この資料は、宿庭場と上内出庭場の両方の庭場の鎮守である堰上明神の社地にある雑木を切り払ってしまったことから訴訟問題に発展した事件に関する資料であるが、この資料から「宿」と「上内出」という庭場の存在と、その人数が両方で四九人であること、二つの庭場に共通の鎮守があるということがわかる。

この事件にかかわる田村半十郎家文書の資料の中に「字宿上内出両庭場関神明氏子四十九人惣代」という言葉が出てくることから、基本的に庭場を構成する人々はそのまま庭場の鎮守である堰上明神の氏子であることになり、庭場のまとまりが神社の信仰と深くつながっていることが想像されるが、この問題は後述することとし、さらに資料の引用をつづけることにしよう。

一（前略）当村は清水但嶋開キ初メ先づ村野惣社氏神両体権現御鎮座本寺堂壺ヶ所、御本尊薬師妙来入仏有り今長沢に立たまふ（略）宿堰明神は伝へ聞くに（略）馬喰ヶ谷戸ニ天神社壺ヶ所是ハ庭ばの氏神、上屋敷ニ神明社壺ヶ所同庭はの氏神、原ヶ谷戸ニ稻荷明神社壺ヶ所同庭はの氏神、右は五ヶ所、是ハ宝蔵院持也、中福生西の神明ハ庄右衛門世話熊野権現壺ヶ所、牛浜ニ富士千現壺ヶ所、かやとに三王の社壺ヶ所同庭場の氏神、此の三ヶ所は元より清岸院持（略）^{（巻）}

（『近世1』1）

この資料は安永二年（一七七三）八月の日付を持ち、慶応二年（一八六六）に写された『神光仏言夢物語』と題されたもので、福生村の起源などについても触れており、福生村の成立やその様子をさぐるのに便利な資料である。

この中から今抽出したのは、福生村の庭場に関する記載がある部分である。この文の意図はそれぞれの庭場の氏神とそれを管理する寺院の書き上げにあるが、これによると馬喰ヶ谷戸^{（げろう）}（氏神天神社）・上屋敷（同神明社）・原ヶ谷戸（同稻荷明神社）の各庭場があり、これに長沢と宿の記載が加わってその氏神が宝蔵院持ちの五か所となり、さらに中福生（同神明社）・牛浜（同富士浅間社）・かやと（同山王社）の三つの庭場があることがわかる。ここからも庭場と神社の関係が重要であることがうかがえよう。

以上、断片的な資料の中にみられる福生村の庭場の残影を追ってきたが、これまでに確認することができた庭場は、宿・長沢・馬喰竹・牛浜・上内出・馬喰ヶ谷戸・上（神）屋敷・原ヶ谷戸・中福生・かやと（萱戸）ということになる。これらの庭場は先の「上郷」「下郷」のように、それぞれに緊密さの違いを持ちつつ存在しており、実際にここに上げられた庭場どうしがお互いにまったく重複しないという確証は必ずしもないが、『新編武蔵風土記稿』（以下

年 月 日	記 事
7. 3.26	庭場江神主無尽之義申渡ス、今ばん少々宛増減いたし候、都合八口半加入ニ候
8. 5. 7	疫病内出ニ多分有之候ニ付、庭場不残軒別ニ拙者先立心経を誦ミ候なり
8. 5.15	内出ニ疫病流行候ニ付、庭場不残打寄り、念仏并心経等いたし候也
8. 6. 9	庭場不残打寄、拙宅ニ而祈念与して念仏いたし候也、并ニ心経茂いたし候也
8. 6.15	今日、天王宮御祭り、内出障り之義有之候ニ付、御祭りは相延し候而、庭場の御日待いたす
8. 7. 5	今日、祈禱念仏致す、庭場不残相廻り候也 内出江助合可致与存□兵衛殿・直右衛門殿を呼び相談いたす、是は内出庭場病人多分故也
8. 7. 8	今日は、内出庭場病人多候ニ付、北并此方人足不残仕合遣シ候ニ付、右差図与して終日参り候
8. 7.15	和吉、庭場へ嘉義ニ相廻り、夫々拝嶋々上川原江遣す
8.12.17	今ばん、種芋番之義庭場江談し候也
9. 1. 1	和吉、中食後庭場へ歳始ニ遣す、門弟共へ半紙式宛遣し候也
9. 4.16	今ばん、月念仏当宅月番ニ付致す、則茶菓子いたし出す、庭場不残参り候也、浅五郎内計不参ニ候なり
9. 6.29	今日は千手院江参る、墓手直し庭場不残ニ而、依之参り終日相懸り候也

『石川酒造文書 1〜3』(天明4・5、文政1〜天保9日記)より ○印は閏月

年 月 日	記 事
明治 3. 1. 1	村方之もの一同年始相済、弥七南庭場の年始いたし候
3. 2.13	鮎彌之義、清三郎金拾両ニ而可引請よし申出ニ付、右之趣両給江申遣し候処、三郎左衛門参り、内出庭場ニも引請人有之候間、何れ村中申合せ候様可申聞よし相談被及候ニ付、然ルベしと答
3. 4. 1	弥七父・両給名主川原堤駕籠其外渡しニ行、堤築手間老坪廿一匁々三拾式匁迄ニ相渡し、籠老本ニ付石入賃拾式匁ニ而相渡し、老番ヲ忠八江渡ス、二三ヲ南庭場渡ス、四番ヲ福生江渡ス、五六ヲ鍋ヶ谷戸、七八ヲ内出江渡ス、九ヲ牛浜江渡ス、十森山江渡す
3. 7.23	当庭場ニ而御天氣祭りいたし候
3. ⑩.28	藤蔵一件四郎左衛門・忠八・幸右衛門ヲ呼、夫是取計方相談いたし候処、迎も此庭場内ニ而相済し候而は不都合ニ可有之間、四郎左衛門々三郎左衛門参り、親類之間からヲ以相願、藤蔵江手ほり之料(科か)申付相済し候積リニいたし候
3.11. 2	庭場之もの共橋掛け
3.11.26	今日屋根こわしいたし候、庭場之もの十六人参ル
3.12.10	屋根や七人参ル、大工式人参ル、ふき仕舞与して庭場之もの江酒喰与候
4. 1. 2	弥七外庭場年始いたし候
4. 2.18	夜中庭場之もの共ヲ集メ、社倉積立之義并野賃銭割合方の義申渡し候

『石川酒造文書 5』(慶応4〜明治5日記)より ○印は閏月

第2節 庭場と組の構造と機能

表Ⅲ-76 石川日記に見る庭場

年 月 日	記 事
文政 3. 8.20	今日、内出へ秩父四ばん観音参り泊り、依之、袋を十五庭場へくだり遣ス
4. 9.17	今日、鎮守明神拜殿建ニ付、当庭場人足拾人半兵衛が触遣し候也
5. 2.22	はるな様御札、当庭場斗不参いたし候故、村内江取交も候哉相尋候得共、無之候ニ付、定五郎与相談之上、村方八文宛相集メ、内出寺へ御祈念相願へ候筈也
5. 5.26	新左衛門方ニ而、二十四日夜々日挽ニ而是迄当庭場ニ無之□、殊外若者大勢ニ而高声歌謡さき候故、呼寄可申聞哉与存候へ共、先ニ見合候也
5.12.23	新左衛門尋之義、彼是差図いたし所々へ人出ス、夜ニ入、内出庭場も頼ミ候而、弐手ニ而呼候得共、行違（衛か）相知れ不申候也
6. 1.15	当日之祝義与して皆々参る、拙者もハツ頃庭場不残相廻り候也
7. 7.26	今朝、流木払ニいたす、立会直右衛門・定五郎・兵右衛門ニ而、内出・みなミ庭場へ渡渡シ、三拾六口ニ而、代三貫八百三十六文ニ而、八月晦日取立筈也
7.⑧.29	牛清右衛門、頼母子催候ニ付、当庭場勧与して、斎次郎・伝次郎参る、依々、夫々差図いたし遣す
8. 3. 6	はるなさん代参入用、牛浜々廿五軒分七百三文受取、廿一軒分取立候へ庭場分也、南分廿三軒六百四十五文、都合老貫三百五十文、直右衛門方へ遣シ候也
8. 3.15	今ばん、勝右衛門花会出銭之義、庭場へ相談シ候処、軒別ニ遣シ候故、若者分は別ニ遣シ候ニは不及旨申聞候処、両給へ懸合、右之段可取極メ旨ニいたす
9. 7.15	今日、当日賀義与して庭場并ニ牛はま共、不残参り候也
13.11.19	十七日ニ被仰渡候家捜之義、両給へ申遣シ、南方はしめ、牛はま迄夕方ニ仕舞候、立会人三給村役人并ニ庭場々々惣小前之者立会候而穿鑿いたし候也
13.12. 2	今ばん、宮下々被遣候酒、庭場之者共へ振舞候、皆々酔々賑々敷ことニ候也内之者、庭場へ年始ニ参り候
天保 2. 1.17	用水之義ニ付庭場寄合いたしはなし候処、十五人ニ而老本拵へ候様相定メ候様子ニ候也
2.11. 1	今ばん、かひこ祭り日待庭場中ニ而為致候、出頭人廿人ニ候也
3. 1.15	当日賀義与して村之者不残参り候也、并ニ下拙義、庭場へ賀義ニ参り候也
3. 2. 4	今日、例之通初午ニ付、いなり祭当（番脱か）又右衛門并ニ亀三郎宿ニ而庭場不残立合相祝ひ候也
3. 4.11	大般若御札所々江為三郎を以為配候、并ニ牛ばま庭場江配り候様乙右衛門方へ遣し候也
3. 6. 1	今日、まゆかきいたす、庭場は有増老軒老人ニは参り呉候へ共、宗右衛門・十兵衛方々ハ不参候也
4. 2.19	専蔵、今日ハくるま引ニ参る、稲荷様再建入用南庭場寄進の心懸ニ而いたし候、くるま引の手伝へ候也
5.12.12	内出ニ悪病有之候旨ニ而、庭場不残申触、心経為誦候也、依之かひいたし出す
6. 1. 1	ハツ時過、庭場へ年始与して罷出候也
7. 1. 1	例之通万事祝寿致す、別而当年ハ和吉茂雇ひ候故、賑々事ニ而喜悅致ス、庭場江四ツ時、濱吉同道ニ而和吉を年始ニ遣し候也

『風土記稿』と略す)に出てくる福生村の小名とこれらの庭場の関係を見ると、『風土記稿』には馬喰竹・原ヶ谷戸がなく、かわりに新屋敷が記載されているという違いのほかはほとんど一致しており、基本的にはここに上げた庭場を福生村の庭場として確定してよいだろう。

ところで福生村の支配状況は、近世初期には幕府領と旗本領の五給であった。それ以降福生村すべてが幕府領に編入されているが、熊川村のように支配領主と庭場の関係については不明とせざるを得ない。

庭場の機能

それでは、このような庭場はいったいどのような機能を村の中で有していたのであろうか。前にも述べたように、庭場と氏神とは常に密接に関連しているようであり、前述の滝沢博による庭場の機能の整理をふたたび引用するまでもなく、近世期における農民の精神生活、およびそれと不可分の関係にある日常の生活を営んでいくための組織体であるということができよう。以下、この問題を市域の資料を使いながら見ていくことにする。

表Ⅲ-76は、江戸時代に熊川村の名主を勤めた石川氏の日記の中から、庭場の活動を示す記事を抜きだしたものである。これによると、まず秩父参詣や榛名山の札の配布、鎮守の拝殿の建築など、神社仏閣の信仰的な側面にかかわるものが注目される。なお福生村の田村半十郎家の日記には「庭場大般若これ有り」という文がよく出てくる。これまでも述べてきたことでもあるが、これに関連したものとしては、祭礼や年中行事などの維持・執行があげられよう。また「十兵衛内隣鞆庭場廻りいたし候」(田村日記、弘化五年三月二日条)といったように、婚礼の祝いやその披露も庭場を単位としておこなわれている様子が見て取れるし、葬式の場合も同様のことがいえるようである。

つぎに目につくのは頼母子講や無尽など村方金融の単位となっていることである。村における生活の相互扶助的な

機能を有していたことになるが、これはさらに病気が流行したことに對して庭場で祈禱をおこなったり、用水の件を庭場の寄合で相談したり（石川日記、天保二年三月二八日条）、「井戸残らず崩れ候ニ付き庭場其外打寄掘り出し」（田村日記、弘化五年三月二〇日条）たり、村で火事があったときにその火元の農民の穿鑿に村役人惣代とともに庭場惣代が立ち会い、その解決をはかるといったように（田村日記、天保一四年二月二五日条）、村のさまざまな協同作業の単位ともなることになる。「さつま盗人これ有るニ付入札いたし候処、猶予いたし呉れ候様、庭場惣代より申し来る」（田村日記、嘉永七年三月五日条）といった庭場の動きもこの延長線上にあるといえよう。

このような村のさまざまな作業にかかわることは、さらに公的な村政レベルの問題についてもその権限をおよぼすことになる。すでにこれまで紹介してきた事例もその観点から見る事が十分可能であるが、文久三年（一八六三）の田村日記にはつぎのような記述がみられる。

（一一月）九日天き、ひる過ぎ組頭へ農兵寄合いたし候、夜ニ入り庭場ニて寄合いたすすなわち農兵に関する協議に際して、村役人間での相談とともに庭場がこれにかかわっていることが知られるのである。さらに慶応二年（一八六六）四月二一日条には「庭場惣代ヲ呼び申し候、農兵の義申し遣ス」とあり、この農兵の問題に庭場がかかわりつづけている様子を知ることができる。

先に村の鎮守の木を切り倒したことからおこった争論の資料を紹介したが、同様のことが寺院の場合にもおこっている、その資料を紹介しよう。

議定一札之事

一当院売木の儀ニ付き行き違ひの儀これ有り檀中より差し滞り候処、仲人立入り筋合相分り、後來売木の節取計

らしいの儀は是迄の通り隣寺ならびに庭場一統相談の上 御本山へ御伺い売木これ有るべく、且当時修復の儀は右売木金ならびに庭場助成にて致すべく、猶又是迄当庭場の儀は因縁これ有り、他檀の儀も古来より檀方同様心添え助成等仕来り、且以来修復等の節院主も精々出精いたし候筈、猶又此度示談の通り屋根替え修復等の節は、坊縁の有無に任せて庭場一統ニ少しの破損成り共、往々茅縄人足等普請相応の助成致すべき段承知の上、連印議定仍て件の如し

文政六末年

二月一日

庭場 惣 連 印

立入人 弥 八 郎 印

真福寺様

前書の一札本書の儀は 御本山へ御預ケ心得の為に控書送り置き候、以上

真福寺 印

隣寺 大 行 寺 印

立入 千 手 院 印

当庭場衆中

(内出英雄家文書)

この資料に出てくる庭場とは熊川村内出庭場のことで、この内出庭場の中にある真福寺の立木の売却をめぐる争論がおこったという内容の資料である。これによると真福寺の立木の売却は、「隣寺」と表現される草花村(秋川市)

の大作寺と内出庭場とが相談し、「御本山」である大悲願寺（五日市町）に伺いをたてておこない、寺の修復には木を売った利金と庭場の助成によって賄^{まかな}われることになっている。庭場と寺院との関係を知ることができよう。なお、立入人として名を連ねている弥八郎は南庭場に属し、熊川村幕府領分の名主を勤めていた人物で、奥書に出てくる立入の千手院も同じ南庭場に位置している。庭場どうしの関係もここに見て取ることができるだろう。

これまで庭場の機能についていくつか見てきたが、それによると信仰的な側面はもとより、日常生活におけるさまざまな場面の中で常にその頭をもたげてくると同時に、公的な場合にあってはその存在を力強く示していたことがわかる。ではそのような庭場の内部構造は、どのようなものになっているのだろうか。

熊川村の場合、それぞれの庭場の中心となっていたのは支配領主ごとにおかれた名主であったが、そのうち庭場の様子を割合知ることのできる南庭場の場合を「石川日記」によって分析した結果で見ると、日記中「村之者」という記述が出てきた場合、これは熊川村全体を示すのではなく、南庭場の人々を指しているということがわかる（北村澄江「文政年間における熊川村の生活―年中行事・生業・講―」『石川酒造文書二』）。同様に「村」とは南庭場のことを指しており、その庭場の中心である人物は名主を兼ねているということもあって、かなりの影響力を持っているようである。たとえば大正月・小正月・上巳^{じょうし}ならびに端午^{ちようよう}の節句・盆・重陽の節句・大晦日などには、庭場の者が名主の家に必ず参じなければならなかったという（北村前掲論文）。もしこの礼を失すると叱責の対象ともなったということである。このように庭場は名主などの人間を中心として、それ自体「村」とも呼ばれるような結合性を築き上げていたことがわかる。そして、この結合の強さを基礎に、公的・私的の様々な場面において農民の日常生活を支えていたのである。またそのような庭場の結合性は、そのみに留まるのではなく、庭場どうしの結合によって、さら

に広がりを見せていた点を決して見落としてはならないだろう。

庭場の人々

基本的に庭場が名主などの村役人を中心とすることによって組織されていたことを述べたが、ではつぎにその庭場を構成する戸数について、判明する範囲において述べておくことにする。

まず熊川村については、『民俗下』によると、嘉永六年（一八五三）には熊川村全体で一二七戸の家があり、そのうち南庭場が三〇〜三四戸、内出庭場が三八戸、鍋ヶ谷戸庭場が三九戸、牛浜庭場が一六〜二〇戸ということになっている。これは嘉永六年の「惣代願書控」という資料をもとに算出しているのであるが、牛浜庭場が南庭場から移住したものであるのであれば、熊川村のそれぞれの庭場の戸数はだいたい四〇戸前後に平均されることになる。

一方福生村については、庭場のすべてが判明しているとはいえない部分もあるが、前掲の資料中に「宿・上内出両庭場四拾九人」（享和二年二月「済口証文之事」『近世3』149）とあったり、同じ前掲田村半十郎家文書の文政三年二月「横田左市次郎右衛門一件書留」と題された資料に「字馬喰竹庭場ト申す百姓拾六軒程これ有り」と出てきたり、清水延一家文書の享和三年一〇月の日付を持つ「宝蔵院出入返答書」という資料の中に「字原ヶ谷戸組拾六軒」という記述が見られる程度である。文政期に編纂された『風土記稿』によると、その時期の福生村の戸数は二二二戸ということになっており、これを未確定ながらも今までに確認することのできた福生村の庭場数一〇で割ると、一つの庭場の戸数はおおよそ二十数戸という数字になる。宿・上内出・馬喰竹・原ヶ谷戸の各庭場について語られた資料上の戸数「四拾九人」「拾六軒」「拾六軒」も、この数字にある程度の信憑性を与えてくれるようである。もちろん戸数の多い庭場や逆に戸数の少ない庭場といった不均衡がおこるのは、地形的あるいは歴史的な状況などによって免れ得ないものであるが、一つの目安にはなるだろう。

第2節 庭場と組の構造と機能

表Ⅲ-77 福生村の庭場軒数表

庭 場 名		慶応4年	明治元年A	明治元年B
長新屋宿	沢敷	47軒	52軒	52軒
		22軒	40軒	40軒
		14軒		
萱牛中上馬上原	戸浜	8軒		
		12軒	15軒	15軒
		19軒	40軒	40軒
福生敷竹出戸		15軒	26軒	26軒
		11軒		
		14軒	22軒	21軒
ケ谷戸		15軒	14軒	14軒

慶 応 4 年：「畑方反別帳」（田村半十郎家文書）

明治元年A：「畑方作番人給并扶持方反別割合取立帳」
（田村半十郎家文書）

明治元年B：「畑方作番扶持方給分反別割合取立帳」
（田村半十郎家文書）

さらに庭場を構成する戸数について検討をつづけてみよう。ここでは名寄帳やそのほかの帳面類を中心として、庭場と思われる地名を肩書きにつけた百姓の人数を出すことによって、この問題に近づいていくことにする。

熊川村の場合は資料的に確認しにくいところもあるので、ここでは福生村の庭場にしばってみていく。表Ⅲ-77は、福生村の畑方反別帳や金銭取立帳から、庭場と思われる地名を肩書きに持つ百姓の数を計算したものである。慶応四年（一八六八）の資料と同年ではあるが、明治元年の年号を持つ二つの資料とは資料の性格が異なるため、それぞれの人数を単純に比較することはできないが、だいたいにおいてそれぞれの庭場を構成する戸数を知る目安とすることができ

るだろう。中福生については慶応四年の資料では一九軒、明治元年の資料では四〇軒と倍以上の数値になっており、上内出でもその数値に開きがみられるが、慶応四年の資料に出てくる戸数の合計は一七七軒で、明治元年の二〇〇軒以上に比べると若干少なくなっていることから、それぞれの庭場の戸数はむしろ明治元年の資料の方が実際に近い数値を示しているともみることができよう。また明治元年の資料では、新屋敷（『風土記稿』に出てくる小名）と宿、上屋敷と馬喰竹が一緒になって記載されているので、ここではそれぞれ合算した数値を出しておいた。この表を見てみると長沢が五〇軒前後とかなり大きく、ついで中福生の四〇軒となっているが、そのほかは一〇〜二〇軒ほ

どになっている。先に示した資料中の「原ヶ谷戸拾六軒」といった記事をこの表と比較してみてもその数に大きな違いは見られず、宿・上内出四九軒という記事も上内出が明治元年で二一、二軒、宿が慶応四年の資料で一四軒ということからすれば、合計すれば三五〇三六軒となり、慶応四年の資料の合計戸数の問題を考えれば、それなりの数値を得られるようにも思える。馬喰竹は前掲の資料では一六軒となっていたが慶応四年の資料では一一軒であり、これも多少多めに見積もれば似た数字を得ることになる。

以上、資料的な制約から確定的なことはいえないが、長沢や中福生の規模が割合大きく、そのほかの庭場はおおよそ二〇軒前後という先の庭場の戸数の推定を確認することができたといえよう。

百姓名のつい つぎに庭場と他の村組の関係についても触れてみたいと思う。

た村組と庭場 ここでは福生村の事例について見てみることにする。江戸時代福生村では金右衛門組と文左衛門組

の二つの組によって年貢の納入などがおこなわれていた。しかし享保九年（一七四）に、川崎村の越石分からんでの不正が問題になったことから、文左衛門組から川崎村越石分が独立し、福生村の年貢は基本的に三つの組に分かれて納入される仕組みになっていた。年貢割付状はこの三つの組に分けて書かれている。

なおこの件に関しては、明治二年（一八六九）になって文左衛門組と川崎村越石分が合併し、新たに半十郎組と名乗ることになる（田村半十郎家文書）。これらのそれぞれの組は、複数の名主および村役人を中心として年貢納入などの機能を果たしていたのである。

このほかにも、資料的にはいくつかの百姓の名前を持つ組が存在していたことが確認される。たとえば福生村では、文久元年（一八六二）の資料で勘次郎組・忠左衛門組・伴蔵組・権兵衛組・由兵衛組の五組が（田村半十郎家文書）、明

表Ⅲ-78 福生村の年貢組

組名	石	高
勘次郎組	270石	94786
忠左衛門組	223石	51278
伴蔵組	143石	50200
権兵衛組	28石	11400
由兵衛組	22石	76900
合計	688石	84564

文化元年「子年石代村入用大割帳」(田村半十郎家文書)

石高が五〇石となっている(『近世2』58)ことからみて、「弥五右衛門」分は金右衛門組と重なりとみてよく、新田分とは別に表Ⅲ-78にまとめられた六八八石八斗四升五合六勺四才(文左衛門組のものとしてよいだろう。とすればこれらの村組は、年貢割付や皆済目録で区別される三つの組の中のさらに小さい年貢の納入を中心とするような組織としてとらえることができることになる。なお、これらの村組の名前となっている百姓は、文化元年の資料に伴蔵・忠左衛門・勘次郎

治元年の資料で長兵衛組・清左衛門組・権兵衛組・由兵衛組の四組(田村半十郎家文書)が確認され、一方熊川村では、安永三年(一七七四)には政治組・善八組・久右衛門組・平七組・庄兵衛組・吉兵衛組の六組が(石川彌八郎家文書)、寛政一二年(一八〇〇)には四郎左衛門組・久兵衛組・忠八組・武兵衛組・由兵衛組・忠右衛門組の六組(石川彌八郎家文書)が確認される。

これらの各組がそれぞれ村の中のどのような系譜として位置づき、どのような役割を担っていたのか、そのすべてを資料的に明らかにすることはできないが、寛政一二年の熊川村の組は五人組を示していることを確認することができる。同じく熊川村の安永三年の組も五人組であると考えることができる。

表Ⅲ-78は文化元年(一八〇四)の資料にあらわれた、福生村の村組のそれぞれの石高を示したものであるが、この文化元年の資料には、このほかに「弥五右衛門」分として六石二斗一升と五〇石の合計五六石二斗一升、新田分として五六石二升九合、宝蔵院領として二石五斗三升が記載されている。文化二年の年貢皆済目録によると、文左衛門組と新田分の石高が七五二石四斗七升五合一勺で、少々年代は下るが天保七年(一八三六)の年貢皆済目録では金右衛門組の

表Ⅲ-79 長兵衛組と庭場

名	前	庭 場
伝兵衛	跡助	長沢宿
茂兵衛	次郎	中福生・長沢
利半	次郎	長沢
才五郎	兼輔	牛浜
兼稿	佐次郎	牛浜
佐安	鉄五郎	牛浜
鶴重	五三	牛浜
弥喜	佐与	牛浜
佐久	左衛門	牛浜・長沢
勘左	与十郎	牛浜
与長	兵衛	牛浜
長清	岩徳	牛浜
長宝	蔵師	牛浜
菜		牛浜

田村半十郎家文書より

村役人などを勤めるその百姓を中心に年貢などを納入する単位として機能していたことになる。

ではこれら年貢納入を中心とした村組と庭場との関連はどのようになるのであろうか。どちらもともに村役人などを中心にとまっていたのであるならば、そこに何らかの関連があってもおかしくはないだろう。いまこの問題をさぐるにあたって、明治元年の福生村の村組として確認できる四つの組のうち、長兵衛組と清左衛門組の二つの組と庭場の関係を取り上げていくことにしたい。

表Ⅲ-79および表Ⅲ-80は、この関係を整理したものである。所属していると思われる庭場が確定できない場合は、その可能性のある庭場を列挙しておいた。この表から指摘できるのは、福生村の長兵衛組に属している百姓の多くが牛浜庭場に属しているということである。一方清左衛門組は構成人数も長兵衛組にくらべて多いという事情もあるが、これらの所属する庭場が多岐にわたっている様子を知ることができる。清左衛門組の百姓の所属する庭場は、神屋敷・馬喰竹・宿・長沢・上内出・中福生・原ヶ谷戸・新屋敷といったところである。二人ほど牛浜庭場に所属する可

がともに福生村の名主として連印し、弥五兵衛も同じく名主として名を連ねているところから（田村半十郎家文書）、百姓名のついた村組は、

第2節 庭場と組の構造と機能

表Ⅲ-80 清左衛門組と庭場

名 前	庭 場	名 前	庭 場
清 藏	長沢	与 右 衛 門	神屋敷・馬喰竹
伴 藏		民 藏	神屋敷
万 次 郎	長沢	清 左 衛 門	神屋敷・馬喰竹・中福生
長 左 衛 門	中福生・宿・新屋敷	文 次 郎	
清 吉	馬喰竹	三 次 郎	神屋敷
与 市	中福生	常 吉	神屋敷・馬喰竹・中福生・上内出
富 八	中福生	平 三 郎	神屋敷
次 郎 兵 衛	原ヶ谷戸	丈 右 衛 門	神屋敷
七 五 郎	神屋敷・馬喰竹・原ヶ谷戸・長沢	与 兵 衛	上内出・長沢
金 藏		弥 八	長沢
長 八	長沢	永 介	原ヶ谷戸
永 唱 院	神屋敷・馬喰竹	伝 藏	
良 助	馬喰竹	平 右 衛 門	
久 次 郎	馬喰竹	吉 五 郎	原ヶ谷戸・上内出・長沢
左 右 衛 門 跡		吉 藏	中福生
七 兵 衛		喜 三 郎	中福生
嘉 右 衛 門	神屋敷	衆 次 郎	中福生
長 次 郎		清 三 郎	中福生
伊 之 介	馬喰竹	徳 兵 衛	中福生
伊 平 次		平 吉	中福生
倉 太 郎		与 市	中福生
新 吉	神屋敷・馬喰竹	文 右 衛 門	中福生
清 吉	馬喰竹	国 五 郎	
天 神 山		文 輔	中福生
長 右 衛 門		常 吉	神屋敷・上内出・中福生・馬喰竹
清 二 郎	神屋敷・馬喰竹	万 藏	
茂 七 跡		藤 右 衛 門	
庄 之 助		又 右 衛 門	中福生
次 郎 右 衛 門 跡		善 兵 衛	
源 次 郎	神屋敷	龜 藏	中福生・上内出
万 吉	宿・新屋敷・神屋敷・馬喰竹	忠 藏	
栄 藏	神屋敷	半 次 郎	中福生・長沢
茂 右 衛 門 跡		半 藏	長沢
福 清 院		清 左 衛 門	神屋敷・馬喰竹・中福生
豊 吉	神屋敷	清 六	中福生
八 五 郎	神屋敷	伊 之 八	長沢
弥 兵 衛	神屋敷・馬喰竹・長沢	新 兵 衛	牛浜・長沢
		由 右 衛 門	宿・新屋敷・中福生・長沢

田村半十郎家文書より

能性のある百姓がいるが、これを留保すれば牛浜庭場に関しては清左衛門組と長兵衛組とはっきりと分別され、牛浜庭場の百姓は長兵衛組にまとまっていることになる。

さらに名前の順番を見ると、同じ庭場に属していると思われる百姓がつづいて書かれていることから、いろいろな庭場の百姓によって構成されているとはいえ、そこには何らかの序列があったのかも知れない。ほかの由兵衛組と権兵衛組の二つの組の構成の実態が不明なので、庭場とこれらの組の関係の全体像について解明することができないのは残念であるが、庭場が地域的なまとまりとして存在していることを考えれば、これらの村組も庭場のまとまりを前提に設定されていることが想像される。庭場の機能を利用することによって年貢などの徴収体制を下からささえ、これを村役人を通じた清左衛門組などの村組にあらためて組織することによって、その収納作業を容易ならしめたといつてよいだろう。

第三節 農民文芸の興隆

1 化政・天保期の俳諧

宝暦・天明
期の俳諧

火袋ハ石と見へけり苔の花
金紋の御通り見れハ暑サ哉
手拭に暑サをしほる峠かな

フクマ川梅里

フ福生 山市

（福生の誤り）
フクマ川幽夢

○

瘦馬の足をさますや清水草 三世落柿舎雪應

（別会落柿舎三世雪應月並句合午六月分〈返草〉）石川彌八郎家文書）

これは化政・天保期の福生の俳人が江戸の宗匠落柿舎の催す月並句合に投句し、入集した句である。

このように化政・天保期には、地廻り経済の進展とともに多摩地域の村々における文芸活動も活発になり、特に俳諧の普及・展開にはいちじるしいものがあつた。一八世紀の中頃には八王子に古学庵があつて（『相模原市史』二・『厚木近世史話』）、多摩地域の俳諧はすでに盛んであつたが安永期以降春秋庵白雄の門人となる者が現われ（矢羽勝幸『俳人白雄人と作品』）、ことに、天明期に八王子の門人榎本星布が松原庵を継承する頃になって隆盛を迎えている（清水庫之助『八王子を中心とする郷土偉人伝』、羽鳥六郎・村田光彦『多摩文化四』、赤坂六郎「近世立川周辺俳諧

の隆盛と系譜——諏訪神社收藏星布晩年の句集の展開——」『新立川市史研究二』、「八王子市郷土資料館だより8」）。そして星布の交流や江戸との交流等を通じて次第に俳諧熱は高まり、多摩地域においても文化末年代から天保・嘉永をピーク（尾形仿『俳句と俳諧』）とする「土着の俳風」（青木美智男『大系日本の歴史11・近代の予兆』）をも生み出す時代を迎えていくことになる。

ここでは化政・天保期の福生地域の代表的な俳人として、冒頭でもあげた熊川村の玉石館（亭）梅里を取り上げ、この梅里を通して福生の当該期の俳諧をみておきたい。

梅里の実名は石川亀三郎（弥八郎）（安永七年△七七◇△天保一〇年△三三△）といい、石川家は宝暦期以降幕末まで熊川村幕府領名主を世襲している名望家であった。梅里はその化政・天保期の当主で活発な村の俳人であり、俳諧関係資料を数多く残している。

梅里を取り上げる前に、あらかじめ梅里の俳諧活動を系譜の上で一見しておきたい。

梅里の父・康十郎と祖父・庄藏はいずれも幕府領名主を勤めている人物であるが、梅里のように俳諧活動を跡付けることができるよう資料を残していない。そこで今まで資料としてあまり顧みられることのなかった木版本の書き込みや、その他の資料に着目してみると幾分かの手がかりを得ることができる。

まず康十郎については、康十郎の使用した節用集や八卦の版本などに「玉石亭良州」（倭節用悉改袋^{しつぷくどう}）石川彌八郎家文書）や「玉川亭喜鶴」（大廣盆新撰八卦諺解）・「本朝四民本傳上・中・下」石川彌八郎家文書）と署名がある。康十郎は宝暦一四年（二七四）に朝鮮通信使接待役を命じられ、品川の東海禅寺塔頭高源院で賄い^{まか}を勤めているがその折、同様に妙解院で接待役を勤めていた塩野（徳花）という者と交流し、左のように句を贈られていることがわかる。

今朝、塩野氏より使を以、拙者（康十郎）塩野氏水魚の交故、妙解・高源隔なく

天と聞 薫も床し 花の兄 徳花

（「朝鮮通信使来朝帰国御用」石川彌八郎家文書）

祖父の庄蔵については宝暦一〇年に派遣された巡見使に應對する記録「御巡見一件覚帳」を残しているが、その最後尾に次のように記している。

（前略）右之品々（巡見使応接の記事）、後の為に亦書き記し置き申し候、以上

宝暦十歳辰十月吉旦

熊川住 旭朝

菊咲て 犬の通ひ路 留にけり

右ハ

旭朝

辰九月廿三日夜ニ

樂しみハ 又とあるまし 後の月

右ハ

旭朝

このように断片の資料からではあるが宝暦期の当主庄蔵が「旭朝」という俳号を名乗り、天明期の当主康十郎が「玉石亭（楼）良州・玉川亭喜鶴」などと号し、それぞれ俳諧を嗜たしなんでいたと推定される。このため化政・天保期の当主梅里の俳諧は、こうした祖父や父の系譜、蓄積の上に築かれたと考えられるのである。

村の俳人玉

石館梅里 祖父以来の系譜を持つ梅里の俳諧活動は、その時期が化政・天保期に当たっていたこともあり活発であった。俳諧資料の中にある多数の「月並句つきなぐ合返草」や「発句点取帖」の存在は投句が頻繁であったこ

とを示し、梅里は江戸の別会落柿舎や相模国の蟹かに殿洞々を中心かにどのどうとうに、いろいろな宗匠に投句している。

この時期、居住する熊川村および周辺村々でも盛んに句合などがおこなわれており、これについて梅里は句控帳の中に次のような記録を残している。

春草園 玉斧庵 評月(並腕カ) 福生 平井 引田

入花廿四銅 式の組より拾式銅 各六句咄

六月 ふっさ 涼み 清水 撫子なでしこ

七月 ひらひ 七夕 蜻蛉 一葉

八月 ひきた 月 はぎ 鹿

九月 福生 菊 行秋 きりくす

十月 平井 時雨 落葉 ぬくめ鳥

十一月 引田 風た ふく 枯柳

十二月 平井 雪 水仙 みそさくえ

閏十一月 写落し 福生 寒念仏 鳴なり山茶花さざんか

ノ

右毎月十日ノ切、十五日開卷ニ候、以上

(天保元年〈推定〉「寅はる句控帳」石川彌八郎家文書)

これは梅里が投句のため福生村・平井村(日の出町)・引田村(秋川市)という周辺村々で催される句合の予定を

第3節 農民文芸の興隆

表Ⅲ-81 「日記」に記された俳諧関係記事の内容

計	天 保					文 政				年 区 分	
	六	五	四	三	二	十三	十二	十一	三		
九	二	一	一	一	一			二	一	句案・ 句認め	
一二		三	三	一			二	一	二	投 句	投 句
五	一	二						一	一	江戸の 宗匠へ	
三〇	四	四		四		一	二	一三	二	近隣の 催しへ	
五			一					四		相 談	催し(句合等)
三九		一	四		三	三	五	二三		作 業	
四		一	一				二			参 加	
一八	一	三	一				五	八		梅里を 訪問	俳人の往来
三一	一	一	四	二		二	八	一三		梅里が 訪問	
六	二					一	一	二		その他	
一五九	一一	一六	一五	八	四	七	二五	六七	六	計	

注 石川彌八郎家文書「日記」より作成

筆写したもので、年間の題と六句投句して二四文であったことがわかる。「評」をするのは八王子の春艸園布川や親密な交流のあった拝島村(昭島市)の玉斧庵甘月という地域の宗匠格の俳人で、投じられた句を取りまとめて催主になるのがそれぞれ福生村・平井村・引田村の俳人たちであり、各月順番で務めていたことがわかる。

このように村の俳人として活動する梅里の輪郭が浮かんでくる。次に梅里の俳諧活動の具体的な様子を「日記」から示してみよう。「日記」には梅里の活動をうかがうことのできる具体的な俳諧関係記事が見られるが、これら一三

あった村々の俳人 (その1)

郷 地	小 川	八 王 子	新 町	二本木	谷ヶ貫	そ の 他	備 考
園生<3>	秀山<1>	市 隠 <1> 「八王子」の者<1>		路 蛙<1>		(江戸)田喜庵<1> 文 秀 <1> 此中庵春路 <3> 卯 月 <1> 和 尚 <1> 淵上原清蔵 <1>	く >内の数字は、「日記」に出てくる回数

五日分の記事を句案・句の認め、投句、俳諧催し(句合)の主催など、俳人の往来、その他に区分、集約してみると表Ⅲ-81のとおりになる。

そしてこれらの記事に示される様相と表Ⅲ-81をあわせて考えてみると、梅里の俳諧活動について次のように指摘できる。

(一) 投句・催し・交流など俳諧活動を活発におこなっている。

(二) 投句については江戸の宗匠への投句も見られるが、主流は近隣・周辺村々でおこなわれている句合などへの投句である。

(三) 梅里はこうした句合に参画し、それにかかわる打合せ、作業を頻繁におこなっており、中心的な村の俳人の一人であった。

俳諧交流の 次に梅里の俳諧交流の広がりについてみておきたい。

広がり

まず梅里の「日記」から交流した村々の俳人を拾ってみると表Ⅲ-82のようであり、またこれを分布図によって梅里の交流圏として示したのが図Ⅲ-91の①である。この①の交流圏は「日記」の記事からもわかるように梅里の俳諧交流の核となったものといえる。

つづいて「日記」や俳諧関係資料の「句控帳」に記されている投句の記事を考察し交流についてみておきたい。投句とは自らの存在を顕示する俳人としての積極的な行動であり、投句を呼びかける催主となった俳人らにその存在を知らしめ、投句する者とそれ

表Ⅲ-82 梅里と交流・接点の

史料	村	熊 川	福 生	拝 島	上 川 原	大 神
梅里と交流の あった俳人 (文政3～天保6)	「日記」に見る 梅里と交流の あった俳人 (文政3～天保6)	(北) 桑蔵<1> (福生院<15> 北寺<7>	山 市<41> 鴉 巢<4> 一 有<2> 薬 師 坊<1> 一 艸<1> 「福生」の者<3>	甘 月<24> 蘭 二<16> 「拝島」の者<3>	金右衛門<1> 里 耕<1> 規 降<1> 「上川原」の者<2>	南豊<1>

注 石川彌八郎家文書「日記」より作成

を受ける者の間に一定のつながりができる。特に近隣の村々でおこなわれる句合などの場合これは顕著であろう。この梅里の投句の記事をその交流の広がりを示すものと考え、梅里の投句先すなわち句合などの催しのおこなわれた村々を图示すると図Ⅲ-91の②のようである。

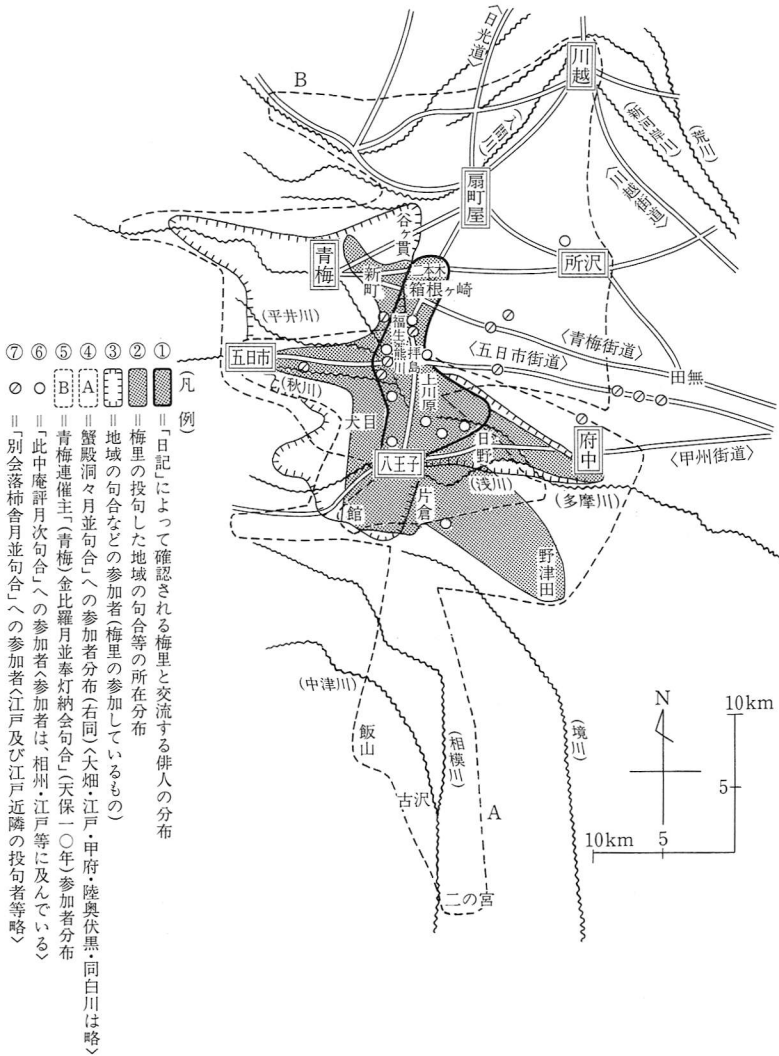
そこで、①と②については次のようにとらえることができる。

(一) 「日記」に記されている村の俳人との交流は親密で、その交流圏は梅里の居村熊川村を中心にして近隣に小さく展開し、その周辺に投句をおこなう交流圏が存在している。

(二) 投句による交流圏は日光道の扇町屋、多摩川沿いの青梅、五日市街道の五日市、八王子宿周辺、甲州街道の府中へ向ってそれぞれ伸びている。

このように「日記」・「句控帳」から交流圏をみることができるのであるが、同家には梅里の交流に関する資料としてほかに、「発句点取帖」や「返草」が残されている。前者は梅里が催主・補助などとなって句合に参画したり入集したりしていることを示し、後者は梅里の投句を示している。そのためこれらの資料の中から梅里の句の載っているものを取り上げ、交流についてなお考えたい。

表Ⅲ-83は石川家の俳諧資料の「発句点取帖」・「返草」の中で、梅里の句が確認されるものを示したものであり投句を通じて接点を持っていた俳人について知ることができる。



図Ⅲ-91 梅里の俳諧交流圏

表Ⅲ-83 梅里と交流・接点のあった村々の俳人（その2）

		熊川	福生	拝島	上川原	大神	郷地	小川	八王子	新町	二本木	谷ヶ貫	その他	備考	
「発句点取帖」・「返草」に見る梅里と接点のあった俳人	A	白守	幽夢一守山					藤撰	湖辺	豆人		盛月繁 絲		※石川酒造家の同史料のうち、梅里の句の確認されるものについている俳号（俳人）を、梅里と接点がある者として取り出した。 熊川村はじめ11ヶ村以外の俳人については、この表では省略した。	
	B								市隠						
	C	白三守水守	幽夢一山齋		寿松				市隠 每兔	豆人					
	D		山三市友	甘月二 蘭	友子降 規		鷺林 うたた		鷺宿						
	E		山鴉市巢	甘月				湖石 季一鳥 口	延年 桑二 不寛 口	年野見鳥雄	市馬文斤花鳥	人笑秀奴鳥	井守遊 龜け山平 伝家	有則春風 豊恵湖 松翁	(陸奥伏黒) 種人
	F		幽夢山三	甘月二桂 蘭					寛鳥						
	G	白守	幽夢一山齋					藤撰 仕立女	湖松 恵風						

注 「発句点取帖」・「返草」とは、次の史料、石川彌八郎家文書

- A. 「（発句点取帖）」（梅里＝天） B. 「（発句点取帖）」 C. 「（返草）」（梅里＝差添） D. 「通句玉川郷評（返草）」
E. 「蟹殿洞々月並句合（返草）」 F. 「此中庵（春路）評月次句合」 G. 「別会落柿舎三世雪隠月並句合（返草）」

家の書籍の状況

和歌	浮世草子	相法	和算	年表	辞書	名鑑	交通	地誌	囲碁	読本	洒落本	心学	神社	浄瑠璃・義太夫	随筆	占ト	医学
1	1		1		1		1	1		1	1		2	8	1	1	1
					1					1							
		1		1		1		1	2			1		6		1	
						1	1		1					12			
				1		3		1						1			1
1	1	1	2	1	7	3	1	4	3	2	1	1	2	27	1	2	2

内9冊、和吉の欄27冊の内2冊、不明の欄15冊の内1冊もそれぞれ分類不明。

区分した。また時代は、石川家の各当主の年により（但し、宗吾郎は生没年）分けた。な

る。そしてこれを広がりとしてとらえたものが図Ⅲ-91の③、⑦である。表Ⅲ-83のA、Dの分布は③で示すように梅里の交流圏のやや外側に広がっているものの、ほぼその交流圏に照応している。Eの場合および青梅連が催主となって催した句合（「青梅」金比羅月次奉灯納会句合秋冬混題五句言・集永三千三百余章計点録」吉野家文書・青梅市師岡町）の参加者分布をそれぞれ④・⑤で示してみると、交流圏のほぼすべてを包み、さらにその外側に広がっている。F・Gについては投句者が散在していて広がりを特定できないが、Fはその内側⑥に、Gは外側⑦にそれぞれ点在している。

それではこのような接点を持つ広がりには梅里の俳諧交流からどのように指摘されるのだろうか。これを考えると左のように指摘できる。

(一) A、Dの句合に示される分布は梅里の交流圏とほぼ重なる小規模なものであり、これらの句合が梅里の活動と交流の中心的な舞台である。

(二) Eなどに示される比較的大きな広がりには地域の中心的な

表Ⅲ-84 石川

当主等	時代	書籍				漢詩・漢学	教訓・往来物	法	戦記・実録	有職・故実
		冊数	版本	写本	書き込み			制		
(父) 康十郎	～寛政12年	44	35	8	25	6	7	2	2	1
(叔父) 宗吾郎	延享3～天保2年	6	2	3	5				3	
梅里	寛政12～天保10年	28	22	6	16	1	4			
(養子) 和吉	天保10～慶応4年	27	22	5	18		7			
〈不明〉		15	10	5	5	2	1		3	
計		120	91	27	69	9	19	2	8	1

注 1. 康十郎欄44冊の内6冊は分類不明、宗吾郎の欄6冊の内1冊、梅里の欄28冊の

2. 書籍の出版年によって、時代の区分を設け、その他書き込み等によっても時代にお、分類は『国書総目録』に倣った。

俳人や多数の人々が主催し、江戸およびその他の高名な宗匠などに選を依頼する大規模な句合であることを示しているが、この分布域に含まれていた梅里もこれに参加している。

(三) F・Gは江戸の宗匠に投句する者の分布を示し、梅里は交流圏の親しい者とともに句を投じている。

以上のように梅里には重層的な交流があったのであり、近隣の僧、村役人、医師、商人などの村の俳人と交流を持っていたのである。

俳諧交流の背景 右に梅里の俳諧活動をみてきたが、この項の最後に俳諧活動の背景について触れておきたい。

①知識・情報交流の広がり 俳諧には一定の知識が必要なため、大概は必要最低限の知識を書物によって得なくてはならない。このため俳諧に触れた者には後年俳書が残されることになり、梅里自身俳書を持っていたことについては先に指摘した。しかしながらこの事実には単に俳書のみ残っていることを意味しているのではない。それ以前に俳書にかぎらず書物を手に

棋の交流。(文政3～天保9年)

と その 交 流 回 数													
		雨 間 村	平 沢 村	高 月 村	宮 下 村	八 王 子		拝 島 村		砂 川 村	中 神 村	不 明	出 府 中
森田儀左衛門	新 兵 衛	太 郎 右 衛 門	地 蔵 院	与 兵 衛	円 通 寺	秀 山	彦 右 衛 門	角 大 目 黒	蘭 二	長 村 吉 野	福 蔵 寺	法 里 次 郎	和 字 尚 助 光
24	1 3	1 1	1	1	1	69	5	1 1 1 1	1	1	8	66 19 134 6 10	1
名主・綿貫次商			梅里の母の実家					(在村俳人)					

場所の明らかなこと、③三年以上の交流のあった者、
和吉との囲碁については省略。

入れて読むという状況がみられるのである。

石川家の場合、梅里の父・康十郎から養子・和吉までの間、同家に蓄積された書籍の状況は表Ⅲ-84のように確認される。「日記」からも梅里の書物に対する関心が高いことがわかるが、この「日記」の記事および書物の書き込み記事によると書籍を手に入れる中心は砂川村の貸本屋であり、「今日、終日本見候外ニ用事差^{さして}而なし」(「万日記扣帳」石川彌八郎家文書)と読むが梅里だけが読むものではなかった。俳諧は共同しておこなわれ、俳諧の知識は人々の間に共通していなければならない。俳書の中に梅里と親密な交流のあった俳人仲間である福生村牛浜の山市(清水市左衛門)の俳書がまじっているのも、俳諧交流が書籍の貸借をともなっていることを示しているが、この書籍貸借の存在は貸借が書籍から知識を得る重要な方法であったことを示している。

石川家に残っている書籍には例えば「武州多摩郡調布里牛浜村清水姓、一、此本何方様へ参り候へ共、牛浜村清水

表Ⅲ-85 「日記」に見る囲碁・将

年	記事の日数		交 流 す る 者																		
			熊川村					(牛浜)			福生村		小川村								
	将棋	囲碁	直右衛門	専吉	次兵衛	留五郎	金五郎	真福寺	千生院	万手院	万左衛門	宇兵衛	(その他)	勘次郎	重兵衛	祐林益	法助	斎助	十郎右衛門		
文政3 ～天保9	39	630	43	32	5	80	3	10	1	3	3	153	3	3	2	8	5	22	38	56	2
備 考			名主							山市・百姓代			名主 名主・勘次郎の子		医師						

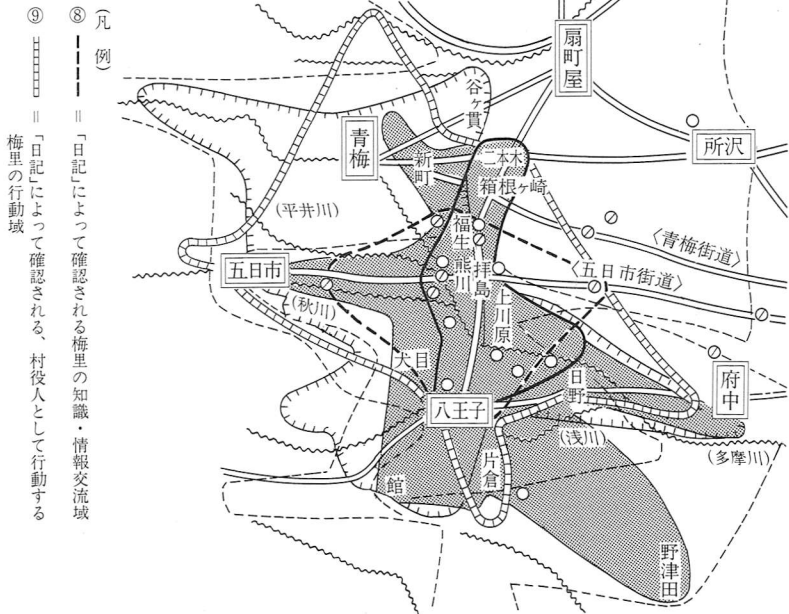
注 1. ここでは、囲碁・将棋の記事の内、次の項に該当する者をあげた。

①梅里との交流があり、住村の明らかな者、または住村の推定出来るもの。②交流

2. 交流はあるものの、住地が不明であるものは26名いるが、これは省略。また養子

方へ御セ話様候とも御返シ下さる可く候、尤ゆるく御読
 之上よろしく御座候□」(『死靈解脱物語』石川彌八郎家文
 書(写本)と、梅里が借りてそのまま石川家に残された
 筆写本に記されていたり、「関八州碁下手所、此本何方へ
 御用立て候共、早々御返却下され候、万一方多事失念い
 たし候共、む□其外其節□遊ばされ候ハ、刻付を以て碁
 修心之者方御順達下さる可く候」(『秘伝首書新撰碁経大
 全』石川彌八郎家文書)と梅里所有の版本に記されていた
 りすることを考えると書籍の貸借は盛んにおこなわれ、知
 識を共有する交流のあったことがわかる。

さらに知識の交流という場合、直接情報を交換する交流
 についても考えなければならない。そこでその指標として
 囲碁・将棋によって考えておきたい。これらは少なくとも
 相互が知人で親密な間柄でおこなわれるものであり、当然
 ここでは諸々のことが語られるからである。「日記」から
 これらの記事を拾うと表Ⅲ-85に見るとおりで、書籍の貸
 借で名前のみられる者も散見できる。



図Ⅲ-92 梅里の俳諧交流とその他の交流

知識・情報の面から二点指摘したが、これらをあわせてその広がりを示したものが図Ⅲ-92の⑧である。これを俳諧交流と比較すると梅里の俳諧交流は、知識・情報のつながりを核として広がっていることが理解される。

② 社会的・経済的な広がり 名主役を世襲する石川家は名望家で「小川新兵衛俸たきにて打擲致され候由にて、双方より御検使御願へ罷出で候故、(中略)談シ度き儀(中略)内々にて御はなし有り、何れ、二も貴様(梅里)立入り申さず候ては人これ無く候間、当院(高月村円通寺)手代りニ相成り立入り呉れ候様仰せられ候」(「日記扣」石川彌八郎家文書)(傍点筆者)と内済には欠くべからざる人物であった。代官などからの信頼も厚く、先にも触れたとおり宝暦期には朝鮮通信使の接待役を命じられ、寛政期には「郡中御領私領共取締役」(牛米努「明治維新と石川家」『石川酒造文書五』)を命じられる

家柄で、梅里の代となつてからは改革組合村（拜島村組合）小惣代を勤め、左のように代官の下で働いている。

一 今ばん、福勘（福生村名主・田村勘次郎）御出で、是は、何^か御役所より下拙（梅里）ならばニ御同人之内、代にてハ相済まず候旨にて御書付参り候ニ付、福勘達て御頼ミ申し、御出府明日之積リニ相談いたし（文政五年七月一〇日）

一 今十日ニ御役所より下拙ならばニ福勘へ御用之義ニ付、福勘遣シ候処、今日、帰宅之旨申来り候ニ付参り候処、兩人へ内々にて仰付けられ候御用筋ニ候得共、内極めの事故、是へ出ず候也（同年七月一三日）（「万日記扣帳」石川彌八郎家文書）

そこで村役人としての梅里の動きを「日記」に追つて広がりを見ると図Ⅲ-92の⑨のようであることがわかり、俳諧交流のほか外側にこれを包み込むように広がっている。このことは梅里の主な俳諧交流が村役人として行動する日常的な範囲内にあったことを意味している。

これに加えて梅里は、一方で「子供へ手本久敷振^{ひさし}にて認メ遣ス」（「日記扣」石川彌八郎家文書）、「直右衛門（熊川村田沢領名主）殿粹、今日より手習ニ遣され候、右祝ひとして赤飯ならばニ酒壺升御持参也」（「万日記扣帳」石川彌八郎家文書）という記事に見られるように、子供の手習の師匠でありその社会的信頼は厚く人々との結び付きは親密であった。

また梅里が当主であつた化政・天保期は地廻り経済が進展し経済活動が活性化していったが、石川家においても小口金融をおこない無尽に積極的に参画し、蚕を生産して販売し、青梅蒔などを織つては蒔買に売っていた。さらに天明期頃からは成木の石灰売^{さば}捌きをもおこなっていた。こうした在郷商人化への動きは後に酒造業を創業する石川家に

とっては、時流に乗って家の経営の性格を変える先駆的な動きであり、このことが人的交流を広げたり深めたりしており、梅里の俳諧にも大きな影響を与えたのであろう。

右に見たように知識・情報交流、社会的・経済的広がりが俳諧の背景に存在し、梅里の俳諧を存立せしめていたともいえよう。

2 幕末・明治期の俳諧

(1) 福泉舎友甫の活躍

田村家と幽夢 前項では化政・天保期の福生地域の俳人として梅里を取り上げたが、本項前段では幕末以降、特に明治期に多摩地域の有力な俳人として成長する福泉舎友甫を取り上げ、この友甫を通じて俳諧の展開を

みておきたい。

そこで友甫を生み出す田村家と、友甫にも影響を与えた勘次郎（俳号・幽夢、安永六年（一七七七）～慶応元年（一八六五））について初めに触れておきたい。

友甫を輩出する福生村の田村家はすでに寛政期に同村の名主を勤めていたことがわかるが、その経営が向上しているのは勘次郎が当主となった以降であり、文政五年（一八二三）に酒造業を創業した後、次第に経営が向上していくことが持高から推測できる（第六章一節を参照）。これは勘次郎が技術提供や資金融通による系列店を店内としてつくり、酒造経営を拡大させていったからであると考えられ、その経営手腕には相当なものがあつたようである。そして、その姿は親族や店内の者には次のように認識されていた。



図Ⅲ-93 幽夢肖像（田村半十郎家藏）

調布玉河涯多摩郡福生之里田村家其先真叟也。家系蘭孫蕙子世世相伝。近有幽夢者□為村里之長。於其性也文不勝質質不勝文。而襟智袖仁帶勇可謂当代雄。為一門爪牙自壯年勵自業於釀酒頗興隆其家。加之分酒肆於方域西東日盛又月昌。我等數有余員泳於多歲渺漫其恩波汲於積月潺湲其愛流以潤身以潤屋。（北原進「田村幽夢の墓誌」『みづくらいど7』）

一方勘次郎は名主としても地域の人々に大きな影響力を持っていたようであり、代官などの信頼も厚く梅里とともに地域社会の中で東奔西走している。その名主としての姿勢は「年中日記」の記事にみられるが、そこからは名主としての自覚と自信、力耕致富ともいべき姿が伝わってくる。

右年中日記是迄書留め申す可き処、役義ならびに世帯身代寸暇これ無く、逸々記ニ能はず、今ニ至て隠遁之身ニ相成り候ニ付、後世ニ残す可く記し置候、抑当村方之儀は田方これ無く、畑方野土ニて極困窮之村柄、其上近年猥りニ相成り、（略）、夫故村方貧窮ニ罷り成り、名主八十兵衛（勘次郎父）・市平・忠左衛門・弥五兵衛四人ニて勤、何れも大貧窮ニて我等ハ親子三人暮シ而已、召仕之男女之



図Ⅲ-94 幽夢墓（長徳寺）

家作諸道具等見苦敷く、村方不人氣にて一日も安堵ニ成事これ無し、御支配第一之困窮愚村ト誹謗ヲ請心外至極ニ付、我等十八九歳より川原芝地ヲ切[※]コシ、用水引入昼夜少も無休農業出精致し、一日も安気ニ居候事これ無く、分骨^粉碎心^身致し家ならびに村方立チ申し候様ニ心掛ケ候処、天之時来り候哉、追々田方出来、夫より我等名主役ニ相成り三ヶ年程出計りこれ有り、漸々村方一統帰伏致し人氣立直り申候、一、我等事名主役勤め乍ら少も奢ケ間敷事致さず、役儀之間は渡世稼致し、^租釜飯^租釜服ヲ嫌わず、江戸へ御用出候ても御用相濟い、皆納第一ニ致し、聊奢ケ間敷儀これ無く、農業渡世第二^欠致候ニ付、自身身上も段々立ち上り、追々名主役定役^人ニ罷り成り候ニ付、村方能く相治り式拾余年之間一度も村方不順成事これ無く、一統平和罷り成り、万夏思之^促ニて誠ニ忝次第二候間、去酉年名主役辞退致し、役中上首尾ニて相仕舞候ニ付、只今は隱遁之身分ニ罷り成り候間、毎日行夏相申す可くトは思候え共、多病ニ付兎角等閑ニ相成り、只日々照り降り晴雨ヲ覚候迄ニ惡筆ヲ残し候者也

文政十一子年臘月

田村 勘次郎

〔「文政十一年年中日記扣」田村半十郎家文書〕

こうして地域社会の中で活躍する勘次郎は幽夢と称し、前項冒頭の返草の句に示したように梅里と交流する化政期

から幕末にかけての村の有力な俳人の一人でもあった。梅里とは名主という役目柄もあって親しく表Ⅲ-83にもよく登場している。幽夢の記した「年中日記」によれば前項で触れた福生村・山市、同・鴉巢、郷地村（昭島市）・うたゝ、拝島村・甘月、同・蘭二等と親しく交流していたことが知られ、しばしば村内の宝蔵院で「衆議評会」（宗匠が評選をするのでなく、村の俳人たちが自ら評をする）や「開巻」（句合等の評点結果の発表）の催しをおこなっていたこともわかる。また俳諧師の来訪もみられ江戸 竈^{くわい}河岸の宗匠此中庵等が訪れている。この此中庵は大名の江戸詰武士のようで「江戸へつゝい河岸宗匠此中庵」、「へつゝい河岸水野様御下屋敷此中庵」と登場し、幽夢等と福生村で「俳諧興行」をおこなっている。さらに梅里の投句先の宗匠でもありこの地域の俳人とは大分交流があったようである。

このほか幽夢の「年中日記」から俳諧以外の文化関係の記事を拾ってみると浄瑠璃・易・碁・筆子・書籍・角力・講釈・芝居・花火・人形芝居・開帳・軽業・神楽・流行神・座頭興行等々を抽出できる。このことは俳諧というものが村々でみられた多様な文化的環境の中に存在しており、これらが俳諧の背景として存在していたともいえる。

以上のように幽夢は在郷商人として成長しつつ名主として村々を周旋し、一方で村の中心的俳人として存在していたのであった。文久三年（一八六三）に家の興隆を祝して左のように一句記し、慶応元年（一八六五）に八九年間の努力の人生を閉じている。

一我等事、安永六酉ノ産にして、男子ふたり、女子ふたりあり、其枝葉に連るもの六十人ニあまりて、初縁のま
ま十六女夫ありて、再縁せしものなく、今供^{こども}に無事也、宿に男子ふたり、女子三たりあり、曾孫ありて、長た
るに玄孫をもうけてたく甲子の松をむかふ

日に増してふくるゝ梅のつほみ哉

斯の如く相認め、外ニ祝之餅相添え、村内店内其外所縁の方へ遣し、御支配御手代様方其外へ残らず相配り申し候

〔文久三年年中行事日記帳〕田村半十郎家文書〕

田村家と友甫

幽夢はすでにみたように優れた経営手腕を持った酒造家であったが、これを引き継ぎ拡大させたのが田村家に養子として入った十兵衛（俳号・友甫）（文化一四年〔一八七〕～明治三八年〔一九〇五〕）であった。友甫は、図Ⅲ-95に示したとおり上川原村（昭島市）の指田家から迎えられているが指田家は「草創百姓」（『昭島市史』）で、友甫の実父指田七郎右衛門は同村の名主を勤め、繭・生糸などの仲買商として活動している在郷商人であった。このため経営上の才覚には見るべきものがあり、それらは七郎右衛門の実子にも継承されていたようであり、すでに次男の和吉は熊川村の梅里の養子となっており、和吉は後年多摩川原の大規模開発などを主導するなどその手腕を発揮している。

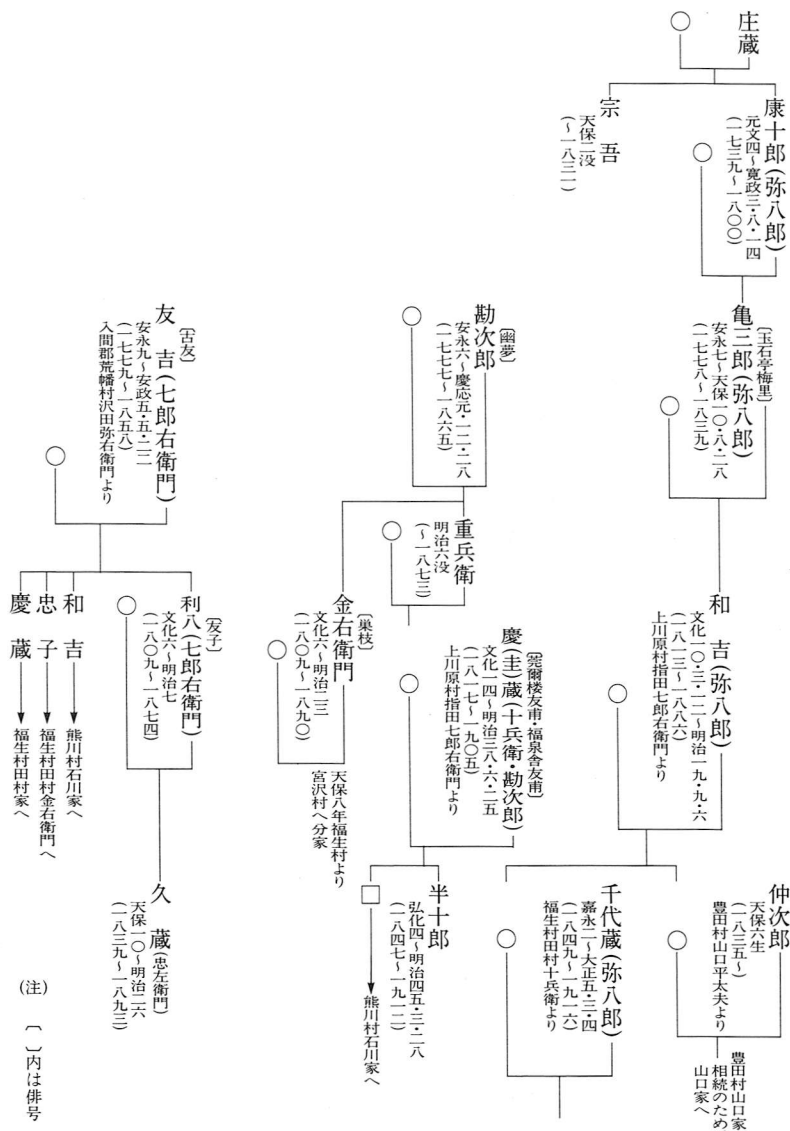
田村家に入った友甫が経営の中心者となるのは、宗門帳などから天保一四年（一八四三）以降と考えられるが、以後経営の拡大・向上にはめざましいものがあった。これは祖父幽夢にも「当十兵衛義身元可成ニ相成候」（『写〕田村半十郎家文書）と認識され、また第六章一節でみたように、店内の拡大にもそのことは読みとることができよう。そして幕末の「年中日記」には「酒売方稀成る大売り、金銀融通大ニ吉、質入一切なし、金子借り申す人少し、大高直之品大売、直段以前より五割増（文久三年一二月三〇日）」（『年中行事日記〕同家文書）や「一当年ハ酒造売徳銘々（店内）過分これ有り、稀成ル年柄にて、吉事ニ候。別て拝島手前（同家）くら・柚木・雨間・安松・新兵衛新田別て大吉（元治元年九月二日）」（『年中行事日記帳二番〕同家文書）と記され「当七八月より毎日八王子等へ酒附送り」（同九

第3節 農民文芸の興隆

上川原村
(指田家)

福生村
(田村家)

熊川村
(石川家)



図Ⅲ-95 指田家・田村家・石川家略系図

月二五日)「毎日酒多分出ル、一日四五駄ツ、出る」(同一〇月一三日)という状況で「一酒造方拜島・当地(福生)今古稀成ル上リ(慶応元年八月一日)」(「年中行事日記帳」同家文書)と大変な好況がつづいている。

このような時流に友甫の手腕が加わり、経営の発展を迎えていったのであろう。

一方友甫は名主役を「啓蔵(友甫)ハ宮沢一同御役所罷出で、父十兵衛(友甫の養父)事文左衛門と改名隠居いたし、啓蔵事十兵衛と改名、名主役相勤め度き趣相願う之処、御吟味之上跡役仰付けられる」(「天保一三年寅年日記帳」田村半十郎家文書)と継承し、嘉永二年(一八五〇)からは改革組合村大惣代(「大小惣代寄場役人道案内人名前書上帳扣」同家文書)を勤めている。幕末の農兵設置にともなつては農兵銃の配布(「農兵御取立ニ付鉄砲請書上帳」同家文書)を担当したり、実子岩次郎(半十郎)に新錢座銃練の塾長(「農兵史料」同家文書)を勤めさせるなど重要な働きをしており、江川代官からは信頼を得、手代などともかなり親密であった。

俳人として成 村役人として大きな影響力を持っていた友甫であったが、俳人としての姿はどのように追えるのであろうか。

友甫が俳人として成長する基は、やはり実家指田家にあったと考えられる。同家は在郷商人として大きな交流圏を持ち、人的交流網を持っていたようであるが、こうしたことからか指田家の実父は古友、長兄は友子と名乗り(『昭島市史』、杉仁「化政期の社会と文化」、青木美智男『講座日本近世史6、天保期の政治と社会』)、俳諧をたしなんで盛んに活動し村々の中心的な俳人であった。

こうして指田家において俳諧の素養を身につけた友甫は、養家において幽夢と巢枝という二人の俳人の新たな環境の下におかれた。幽夢はすでに記したとおりであり巢枝は田村家の分家で店内の一つ(酒造蔵)である宮沢村(昭島



図III-96 友甫の画像入り句『初心俳諧百人集』(国立国会図書館蔵)

市)の田村金右衛門のことであり、友甫実姉の婿でもあった。このような環境にあったことは、左に見るように「日記」の中にしばしば幽夢や巢枝との句が並んで記されていることからうかがえる。

人ごとに春の迎ひや年の市

うらゝかに日は昇りけり今朝の曇

雨ほしき世とはなり亀門柳

幽夢

座敷まで俵やつんで大三十日

萬歳の算へはじむる垣かな

うす蓑に海苔の香匂ふ日和哉

友甫

〔癸卯年日記〕 田村半十郎家文書

萬歳にわらひの餘る戸口かな

草臥の出で嬉しきはつ子の日

友甫

千代経ぬる宿のためしや松かざり

誉らるゝ門もちにけりうめ柳

巢枝

〔弘化三丙午日記帳〕 同家文書

右にみたとおり俳諧の好環境にあった友甫は、養子と

なって早々、天保一〇年(一八三九)に青梅で催された「(青

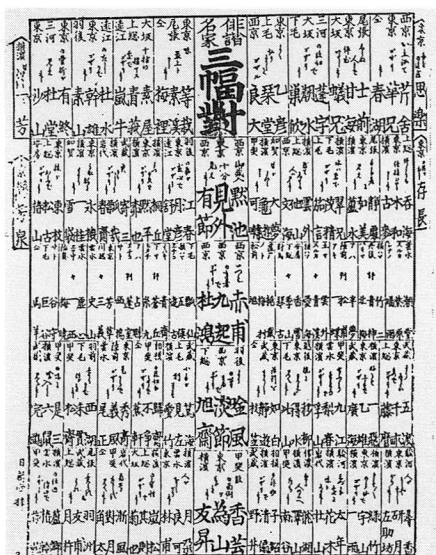
梅)金比羅月次奉灯納会句合秋冬混題五句言」に入集し

表Ⅲ-86 他家の俳諧資料に見る友甫の足跡(江戸期)

年(西暦)	友 甫 の 足 跡	資 料 名
天保一〇 (一八三九)	三二点で入集	青梅市師岡町吉野家文書「(青梅)金比羅月次奉燈納会句合秋冬混題五句言計点録」(撰・雙袖菴等、催主・青梅連閑時室机静等、集句三二二〇余)
弘化三 (一八四六)	青々処撰五点で入集 「魚提て 通る人あり 盆の月」	昭島市大神町石川善太郎家文書「新僊俳諧三十六句選」(撰・梅室・卓池、催主・谷ヶ貫皇国文詠等、集句九三〇〇余)
安政五 (一八五八)	画像入り入集 「海ちかく 夜明る町の 余寒かな」	国立国会図書館蔵「初心俳諧百人集」(撰・鳴立庵立字、催主・神都度会舎部)
文久二 (一八六二)	河向庵(盛月)の撰七点で入集 「また青き 竹や余寒き 四ツ目垣」	入間市金子増岡信行家文書「奥羽河向庵曳杖帰路待請句合」(撰・紙葉軒野井等、催主・武陽谷ヶ貫玉垣連)
慶応三 (一八六七)	花評の一人「莞尔楼友甫撰」として撰句 友甫の句として 「松にのみ 降て明けり はるの雪」	入間市細淵春吉家文書「太子堂永代奉額句合」(撰・菊守園見外等、催主・武宮寺坊村大補惣連中)

ている。その後次第に技量を高めていったようであり、大磯にあった鳴立庵(立字)評による『初心俳諧百人集』(安政五年)に画像入りで入集している。

この『初心俳諧百人集』は鳴立庵の評であるだけに、俳諧の系流としては東日本で大きな勢力を持った加舎白雄に連なる春秋庵系の影響下にあった俳人たちが入集していると思われる、事実春秋庵を継ぐ梅笠や如鳩庵有柳、そして系



図Ⅲ-97 俳諧番付三副対 (田村半十郎家文書)

譜を引く青荷など（内野勝裕「樞寮碩布と春秋庵をめぐる人々」）の名がみられる。この中には友甫とともに活躍する青梅の白左や、谷ヶ貫村の盛月や廣海などの名もみられる。そこでこれら入集者の居所を見ると多摩・入間地域を中心に上州・甲州に向けて広がっており、とりわけ高崎と多摩地域を結ぶ一つの流れが読みとれ、この地域の俳諧の隆盛と春秋庵系俳人の多いこと（内野勝裕前掲書）を示しているようである。

こうして友甫は分布に見られる地域において俳人としてその存在を認知され俳名を高めていき、表Ⅲ-86にもあるとおり「花評」を務めることができる地位に至り、さらに維新时期にかけて力をつけていったと考えられる。そしてこの間村内においては後に横浜の俳人として名声を得る森田友昇に大きな影響を与えていたのであろう。

宗匠友甫

幕末から維新时期にかけて友甫の名は森田友昇とともに俳諧番付に見られるまでになりその知名度を高めていった。これは維新以後友甫が公職や当主の役目を長子・半十郎にゆずり身軽となって、俳諧に打ち込める状態となったからであろう。この結果友甫は村々の俳人に影響を与える宗匠となるのである。

そしてこの友甫の宗匠としての地位を象徴的に示すものが、現在神明社境内に建っている芭蕉句碑であろう。芭蕉句碑はそれを建てた俳人の存在を顕示する意味があると指摘（小林甲子男『芭蕉句碑を歩く』）されているが、句碑



図Ⅲ-98 芭蕉句碑（福生神明社）

の表面に「春もやけしきとふ月と梅はせを」とあり裏面には左のように彫られている。

還暦

これからもまたおもしろき花の春

紀元二千五百三十七年三月 福泉舎友甫

桂洲生筆

「日記」によれば実際に建てられたのは明治一三年

(一八八〇)以降のようであるが少なくともこの時期、友甫にはこうした碑を建てる俳諧上の実力があったということである。このことは表Ⅲ-87の推移にも見られ森田友昇や宝雪庵可尊との交流から「句集」などに入集したり、村々の句合の選者(宗匠)となっていくことが理解される。

この選者としての友甫の活動は村々の俳人に大きな影響を与え、その地位をさらに押し上げるものとなっている。図Ⅲ-100は明治八年(一八七五)と同三年に各村々の俳人たちが「奉額」、「掛聯」、「奉灯」、「席聯」、「懸扇面」など俳諧催しに当り、友甫に「再考」・「秀逸」などの選を依頼したことを示すもので、それらの催しのおこなわれた村々を示している。これら選を依頼する催しのおこなわれた村々の俳人には友甫が宗匠として認知され友甫の影響力の強い地域と考えられるが、この広がりには先に示した図Ⅲ-91の「梅里の俳諧交流圏」におおむね照応している。前者は選句を依頼され、後者は催しへ投句するなど比較の前提が異っているが俳諧交流圏を示す点は同一であり、その意味では化政・天保期の福生市域熊川村の梅里において示した交流圏は、隣村福生村友甫にみる俳諧の影響力の広がり



図Ⅲ-99 友甫と和吉 明治13年(1880)
(石川彌八郎家蔵)

盤であったとも考えられ、化政天保期から明治期の福生市域の人的文化的交流の基盤となる範囲であることをうかがわせている。

またここでは友甫の影響力のおよんだこうした広がり、友甫の村役人や経営者としての活動範囲であったことも指摘しておかなければならない。先にも触れたとおり友甫の祖父に当る幽夢の時代から田村家の当主は代官の信頼が厚く、名主や改革組合村惣代として村々を廻りこれらの地域の村役人層との交流を深めていた。加えて、友甫の代となつてからは急速に酒造経営が拡大され、図Ⅲ-100の中にも示したとおり交流圏には各所に店内が存在し、経営面からみてもこの地域の交流の緊密度が高まっている。

このような状況が交流圏の内に存在しており、こうした社会的・経済的交流が友甫に地域の中心者としての自覚・自信・気概を持たせ、また俳諧の技量を向上させたのであろう。

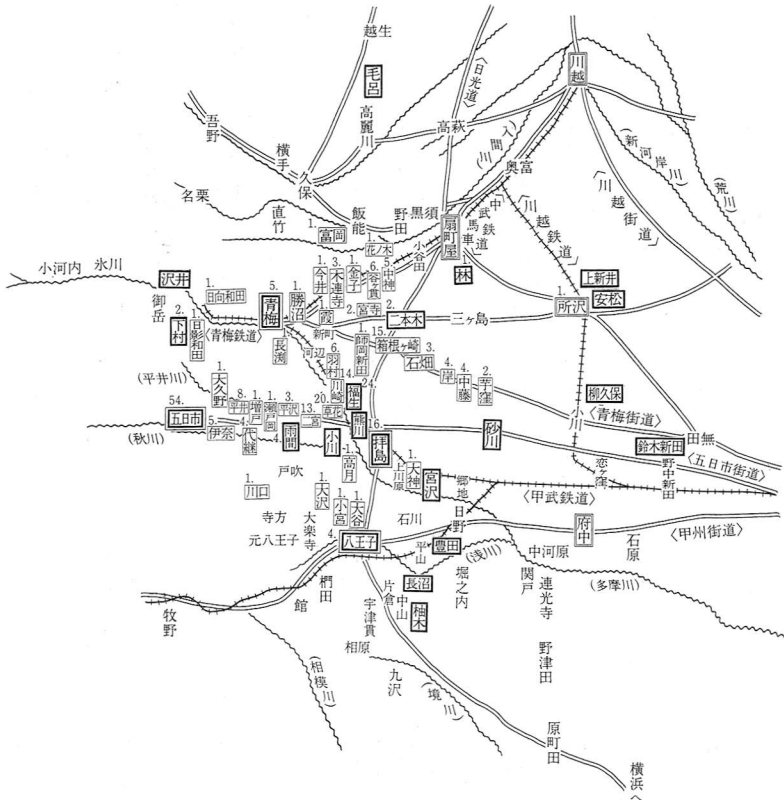
例えば友甫とともに俳諧を嗜む宮沢村の店内・田村金右衛門(巢枝)などは動乱の慶応四年(一八六八)、この地域に脱走した振武軍の軍資金調達に対して左のような行動をとっているが、これはそうした気概の一端を示すものであろう。

辰年五月五日朝、日野宿より呼状持参いたし候は、振武軍と申し脱走より尋ぬる儀これ有る趣ニ付、早々罷

第3節 農民文芸の興隆

	友甫の発句 「色里の跡と聞しかすみれさく」	宝雪庵可尊『故郷碑』・福生市郷土資料室
明治二二 (一八七九)	百韻の中 「酔の醒れは物読ぬふり 法案の額も間にあふ花盛 蝶ひらくと移る御鏡」 友甫の発句 「積山聯向嶽野水抱一庭 七草もや調うて秋清し」	友梅 友甫 薫
明治二三 (一八八〇)	臨席揮毫の一人として 「田村 友甫」と記されている	昭島市上川原町・指田十次家文書「大日本書画展観会」 (公主齋藤齋潭)
明治二七 (一八八四)	花評の一人として、友甫の句 「おとなしう薫るや梅の薄月よ」 「羽村山上楼掛額句合」の「選者」の一人として	埼玉県入間市中神三輪神社奉額(撰・白左等、企・島雄等) (入間市文化財同好会「いるまの文化財」N052・昭和六一年)
明治二八 (一八八五)	撰者の一人として「福泉舎友甫先生撰と記され、友甫の句は左に 「魂棚や秋の匂日ひの眠に染る」(同年以降か) 撰者の一人、兼題撰者の一人として、友甫の句は左に 「遣ふ丈ヶ流れもありて新樹哉」	秋川市小川森田家文書「俳諧句集扣第一号」 神奈川県文化資料館「横浜石川町妙法堂永代掛額・松原庵友 昇校庵太麗両居士追福句合」(催主・月華)
明治一九 (一八八六)	友甫の発句 「歯堅やうしろハ古き七むかし」 撰者の一人として、友甫の句は左に 「早稲の香や畔行／＼人の高嘶」	「武州雨間邸風月楽口額句合」(撰・完岱等、企・三保等) 福生市石川彌八郎家文書「摺物」
明治二一 (一八八八)	撰者の一人として「福泉舎友甫撰」と記され、友甫の句は左に 「夕風の梢に春の深みかな」	埼玉県入間市中神三輪神社奉額(前掲同)(前掲同)
明治二四 (一八九一)	「小川日蓮大菩薩掛額句合」の撰者の一人として	「武州拝島両大師奉額句集」(催主・日吉連)
明治二七 (一八九四)	寄作者の一人として 「一金五円也、福生村田村十兵衛印」 と記されている	秋川市小川森田家文書「前掲」 青梅市青梅横川邦三郎氏蔵「青梅のいしぶみ」(金剛寺境内 の「青梅やまたこのさきも幾干せ白左」の句碑建立奉加帳)

(注)「」内は、各史料からの引用。



(注) (1) ☐内の地名は、友誼に選を依頼し催のあった所(村)を示す。また、地名の上の数字は、その選の回数を示す。
なお、東秋留(雨間・野辺・小川・二ノ宮・平沢)と横浜については、それぞれ一回と二回の選の記事があるが、こゝでは略す。

(2) ☒内の地名は、田村店内があった所であることを示す。

(3) 鉄道については、明治三十八年までの当該地域について略記した。

図Ⅲ-100 友甫選の俳諧催し分布

り出で申す可き由、尤も
田無村旅宿故我等（巢
枝）早々帯刀いたし、供
壺人召連れ、九ツ時田無
村半兵衛宅へ着いたし、
玄関にて取継ぎ頼み、奥
庭へ廻り千人隊之趣申し
候所、土地不案内故、御
身分存ぜず呼び寄せ候段
申訳これ無き趣にて、外
色々強勢成る慚しいたし
候故、色々掛合早々帰宅
尤も帰り掛に青柳村藤太
郎殿ニ会い、右之趣申し
聞け候所、是八百百姓ニ
て来り候故、我等刀袴等
かし遣し候所、同断無事

ニ相済み候、外山口その外の者ハ皆々金子拾五兩位ツ、出金いたし、千人隊之者も我等之様ニハ参らず候趣

(田村半十郎家文書)

明治期に影響力のある俳人として成長した友甫であったが、公務などを長子・半十郎に譲った明治時代の前期は、新旧世代の移り変りのときでもあった。「日記」にもこのことは反映している。表Ⅲ-88は、明治一二、三年(一八九〇)の抜粋であるが、友甫は、支配者であった伊豆韭山の旧代官江川やその手代であった柏木などとの親しい交流をつづける一方、半十郎は神奈川県会に出たり、自由民権運動で活躍する野津田村(町田市)の石坂や吉野泰三と交流したり、嚶鳴社の沼間守一の演説会に出席したりしており、またその間に友甫は、森田友昇や宝雪庵可尊との交流を重ねている。そして、このような変化は俳諧などの村々の文化の動きの中にも読みとれる。

表Ⅲ-89は友甫が揮毫者として参加している中藤村(武蔵村山市)の「書画会」の一覧で、友甫は「芳(友甫) 桑川石や、中藤斎藤盛(靖) 海書画会へ行、長沢友宜・同月秀同道夜十二時帰る、環翠・半嶺参る」(「庚辰日記」田村半十郎家文書)と出向いているが、ここには俳人など村々の文化を支えている人々の名前や自治改進党に参加するなど自由民権運動に活躍する人々の名前が見られ、俳諧などの村々の文化に新しい動きが出ていることを示している。こうした動きの中で宗匠となった友甫は結社とも呼ぶべき俳人組織を結成するのである。友甫の俳諧資料の中の選句を記録した手控帳(「四時乃秀逸」同家文書)によれば、「(明治)廿七年十二月八日 本村(福生村)忘年会 式百余章 催・友冠連」、「(同)廿八年三月十七日 本村友冠連運座 四百章秀逸」などと記されており、この頃にはすでに友甫の「友」の字を俳号の頭に冠する「友甫結社」ともいうべきものが存在していたことがわかる。

なお友甫が七〇歳を迎える明治一九年(一八九六)の摺物には、友甫を始め友子・友蛙・友里・友宜(熊川村清水)・

表Ⅲ—88 友甫の「日記」に見る俳諧記事

年 月 日	俳 諧	月 日	文 化 (除・俳諧) 等	月 日	社 会 的 な 動 き
2・8	野津田初五郎 (初夢) 石山奉額持参来訪	1・19	講釈師来る	1・27	戸長選挙について集会
2・23	相州不動尊奉額評をする	1・21	講釈師来る	2・3	戸長選挙で郡長細谷五郎右衛門来訪
5・26	源蔵方かけ聯書	1・22	講釈がある	2・16	藤橋石川降八県会議員投票持高調に来る
6・26	横兵友昇ちらし来る	1・26	角屋で講釈がある	3・4	半十郎・指田茂十郎・土屋勘兵衛県会議員当選
7・19	甲州俳人・□雄みきをの状を持って来訪	4・16	学校試験	3・8	下谷・蓮城寺柏木忠俊 (旧江川代官手代) 法事出席、川瀬侍従、肥田濱五郎 (同軍艦操師) 等焼香
10・9	俳人來訪	7・19	試験上出来		半十郎・指田茂十郎等県会へ出発
10・10	薬師奉聯評	8・4	泰助かけ物式副持帰る	3・20	村会 (多摩村) 初寄会
10・11	聯認める	10・12	書家来る	6・13	野津田村石坂泊り
10・12	俳人春胡来訪	11・8	薬師堂で手踊	6・25	野崎村吉野泰三来訪
10・23	友昇来訪 (羽村泊り)	11・9	貫石父子泊り	7・30	野崎村吉野泰三来訪
10・24	友昇立寄る (八王子へ行く)	11・16	貫石父子職書	7・24	村会議員につき集会
10・25	八王子開巻に行き泊り	11・17	貫石逗留、同人悻孝之助羽村芝居へ行	7・25	役場で集会
10・26	八王子大善寺で松原庵 (友昇 嗣号)	11・18	「貫石先生」谷ヶ貫へ行	7・26	村会議員寄合政吉方
10・29	開巻式あり、成内へ泊り	12・5	貫石立寄	7・27	村会議員投票八十二郎認め
11・3	さかもと菊の額認める			9・17	江川英武 (旧代官) 横浜入港の連絡、雨宮中平・太田茂助 (旧江川手代) よりあり
12・20	果々と言う俳人來訪			10・5	東京・江川邸訪問、長沢・岡田に面会
				10・6	江川英武に面会、アメリカの話を書く

第3節 農民文芸の興隆

注	明治13年(～9・16)	
田村半十郎家文書。「明治十二巳卯日記」・「庚辰日記」より。「」内は、同日記よりの引用。	2・13 宝雪庵(可尊)来訪 2・15 友昇来訪 6・20 芭蕉の碑あつらえる 7・13 八雲かけ扇評 7・14 下村から奉灯評の依頼あり、待たせて評をする 7・30 川崎村・長沢の奉灯巻の評をする 8・23 勝沼から植木屋かけ額評の依頼あり 8・25 勝沼から評取りに来る 8・31 砂川発句の評をする	
	1・6 高月惣三郎・伊奈善兵衛・羽村勝五郎・海介学舎連中が来る 3・13 郡役所坂本学業調へに来る 4・16 神奈川県物産陳列場祝宴呼状届く、学校試験 4・17 半十郎試験に行く 5・1 学舎始め、菅生文治・八十八の餅悴九十郎持て来る 7・9 信州易者父子来る 7・12 書画うり林之輔来る 7・16 長沢八百蔵方勤行会に行く 8・22 草花村に芝居(8・23)、男共芝居へ行く 8・24 牛浜地藏で手踊あり 8・29 宮沢村芝居、学校小試験(8・30も) 9・12 中藤村斎藤盛海書画会に行く 9・13 中藤村へ半嶺書のことについて人を遣す	
	6・16 所、成内へ泊り 6・8 半十郎県会へ行く 5・22 中島二郎兵衛山林地価について来訪 5・3 仙取極申し渡される 4・11 神奈川県小書記官から山林原野等地ある。半十郎を同道して演説に行く 4・10 五日市の演説に半十郎行く 4・10 二ノ宮に沼間・鳥口堂が来て演説がある。半十郎を同道して演説に行く開設之趣也 3・30 沼間(守一)氏四月十日京地出立十一日迄五日市・二ノ宮演説会相済十二日ニ八王子へこられ、夫々日野宿 2・28 「指田忠左衛門より郵便書状参る。」 2・23 「今日、地方官会議閉式被爲行」 1・15 半十郎親睦会牛浜へ行く 1・11 「肥田公・大鳥公へ行」 2・15 村会、役場禅林寺で始まる 2・23 「今日、地方官会議閉式被爲行」 3・30 沼間(守一)氏四月十日京地出立十一日迄五日市・二ノ宮演説会相済十二日ニ八王子へこられ、夫々日野宿開設之趣也	10・29 半十郎村会議員投票ひらきに行 10・31 太田茂助へ面会 11・11 葦山柏木宅泊り 11・12 葦山江川邸で江川英武より「御馳走ニ預る」、柏木宅泊り 11・13 葦山逗留、肥田同席 11・15 太田茂助宅に寄る

(明治13年9月12日開催・中藤村真福寺)

	内堀大一郎 深沢名生 佐藤平八郎 高尾道太郎 乙幡市三郎 土屋勘兵衛 押本愛磨 中島治郎兵衛 板谷元右衛門 渡辺寿彦 比留間熙 石井権左衛門 小沢太兵衛 指田茂十郎 静原寛十郎	宅深留高申五奈良 部沢原尾日市橋崎 幕臣の家臣として昌平黌就学、研精学会教師 権八の父。戸長、敏能学舎世話役、学芸講談会 「八王子・五日市郵便路線復活願」人民惣代の1人 寺子屋師匠。同上 戸長、旧農兵 戸長、神奈川県議、自由党员、敏能学舎・学芸講談会 衆議院議員選挙権者 戸長、十二大区長、自治改進黨、自由党员、神奈川県議。 耦穎学会教師、自治改進黨 成文社・渡辺印刷所創設、『武蔵野叢書』刊行 自治改進黨 村用掛、高木村組合助役、中藤村演説会中心 名主、自助筆談会補助 神奈川県議、旧友会幹事 協立衛生義会創立、神奈川県議、連合戸長、「政治研究所」設立提案。	部沢原尾日市橋崎 幕臣の家臣として昌平黌就学、研精学会教師 権八の父。戸長、敏能学舎世話役、学芸講談会 「八王子・五日市郵便路線復活願」人民惣代の1人 寺子屋師匠。同上 戸長、旧農兵 戸長、神奈川県議、自由党员、敏能学舎・学芸講談会 衆議院議員選挙権者 戸長、十二大区長、自治改進黨、自由党员、神奈川県議。 耦穎学会教師、自治改進黨 成文社・渡辺印刷所創設、『武蔵野叢書』刊行 自治改進黨 村用掛、高木村組合助役、中藤村演説会中心 名主、自助筆談会補助 神奈川県議、旧友会幹事 協立衛生義会創立、神奈川県議、連合戸長、「政治研究所」設立提案。
補助	川鍋八郎兵衛 中藤弥左衛門 加藤竹二郎 小島龍叔 下田半兵衛 その他	芋窪 中藤新田 中藤 野口 田無 不明者	名主、書役、自由党员、神奈川県茶業組合頭取 副戸長、武蔵野銀行頭取、自由党员 旧農兵。(村年寄) 自治改進黨、連合戸長、自治党员 旧農兵世話役、県庁出仕、区長、大蔵省出仕 34名
	氏名	居所	状況
幹事	内野李平	中藤	真福寺住職
	中藤宥濟	"	戸長、自治改進黨、旧農兵(年寄)
	渡辺市太郎	"	市太郎の甥、戸長、中藤村演説会中心
	渡辺九一郎	"	中藤村演説会の中心、旧農兵(名主)
	内野佐平	"	自治改進黨、神奈川県議、自由党幹部、衆議院
	比留間邦之助	三ツ木	医師、指田摂津の子、子は府会議員になる。
	指田鴻斎	中藤	編買業、旧農兵
	神山與右衛門	"	機業
	榎本利右衛門	"	中藤村演説会の中心、旧農兵
内野藤左衛門	"	機業等、旧農兵	
渡辺平六	"		
内野万蔵	"		
川島惣右衛門	"	榎本利右衛門の兄、肥料商	
巻菱潭		(揮毫欄参照)	
	氏名	居所	状況
周旋人	扇明亭萬助	東京	
	扇面亭伝次郎	"	扇面亭伝四郎と同一か
	山林堂藤三郎	"	
	文臨堂盛太郎		
	氏名	居所	状況
会主	斎藤霽潭	中藤	斎藤靖海、医師、教師、寛卿の孫

第3節 農民文芸の興隆

表Ⅲ-89 「大日本書

	氏 名	居 所	分 野	状 況
揮 豪 (臨 席)	柳田正斎	東京	詩・書	昌平饗出身
	小松湖環	"	詩	
	松岡柳亭	"	詩・書・画	
	田柳和亭	"	書	
	瀧沼原山	"	画	
	大奥原湖	"	詩	
	佐瀬晴得	"	詩・書・画	
	永倉雪波	"	書	大沼枕山と交流
	服部菱	東京	詩	
	巻根半梅	"	画	
	中平塚花	"	詩・書	大沼枕山と交流
	吉野崎	横浜	俳・詩	昌孝、神奈川県会議長、衆議院
	中村外	野崎	詩	泰三、神奈川県議
	本田上	石原宿	詩・書・画	克昌、神奈川県議、自治改進黨
	佐藤国	分寺	書	医師
	永沼日	野市	俳	彦五郎、小区長、南多摩郡長
	佐藤久	保敷	詩	織之丞、五日市勤能学校長
	内藤蔵	敷保		自由黨員・神奈川県議
	新田所	沢保	書	李左衛門、神奈川県議、自治改進黨
	小築東	京	詩	戸長、自治改進黨
宝雪恋	ヶ窪	俳	大沼枕山と交流	
森田横	濱	"	坂本八郎右衛門	
中川分	西	書	福生村出身	
吉川青	梅	俳	良亮、温知学舎設立、自由黨員	
田川宮	寺	画・俳	貞八郎、副戸長・郡書記、自助筆談会	
その福	生	俳	忠八、製茶業	
他	不	明	十兵衛（勘次郎）、酒造業	
34 名				
	氏 名	居 所	状 況	
補 助	田村半十郎	福生	友甫の子、神奈川県議、旧友会幹事、酒造業	
	宮鍋庄兵衛	高木	自治改進黨、中藤村・狭山村懇親会、藍業等	
	宮崎盛寿		箱根ヶ崎等四ヶ村組合助役	
	指田忠左衛門	上川	友子の子、神奈川県議、製茶・養豚・肥料商	
	村山信太郎	箱根ヶ崎	為一郎（箱根ヶ崎村名主）の子、旧友会幹事	
	石塚幸右衛門	殿ヶ谷	二小区村用掛、筆子を持つ	
	増尾惣左衛門	三ツ木	自治改進黨、連合戸長、旧農兵	
	波多野彦右衛門	横田	自治改進黨、旧農兵	
	石井以豆美	芋窪	神宮、寺子屋師匠、小楨学舎校長（訓導）	
	内野吉次郎	蔵敷	自治改進黨、新聞購読社	

注 昭島市・指田十次家文書、「大日本書画展観会」のちらしより。

[illegible]

図III-101 「大日本書画展観会」ちらし

昇の『浅川集』に同じく友蛙・友吟・友里・友宜・友沙・友美・友□の句が記されているところから、芭蕉句碑建立の頃にはすでに「友冠連」は存在していたとみられる。このほか村野友濤・村野友泉・村野友水・伊奈友耕・町田友学など（「四時秀逸」田村半十郎家文書）の俳号も見られ、さらにまた後の大正期に皇太子（昭和天皇）の婚儀を祝す「御成婚記念鎮守



図Ⅲ-102 摺物・友甫 70 歳のときのもの
(石川彌八郎家蔵)

友吟（熊川村高崎）・友賀・友湖・友樂・友亀・友美・友沙（田村）・友章・友芳・友熊・友保・友々の一六名の句と号が摺られており、さらに文久三年（一八六三）の手控帳に友々の号が見られ明治一二年（一八七九）の宝雪庵可尊の『古郷碑』に「タマ村」として友枝・友松・友吟・友蛙・友里・友亘の句が記され、同年の森田友



図Ⅲ-103 森田友昇座像
(千村美礼子家蔵 神奈川県茅ヶ崎市)

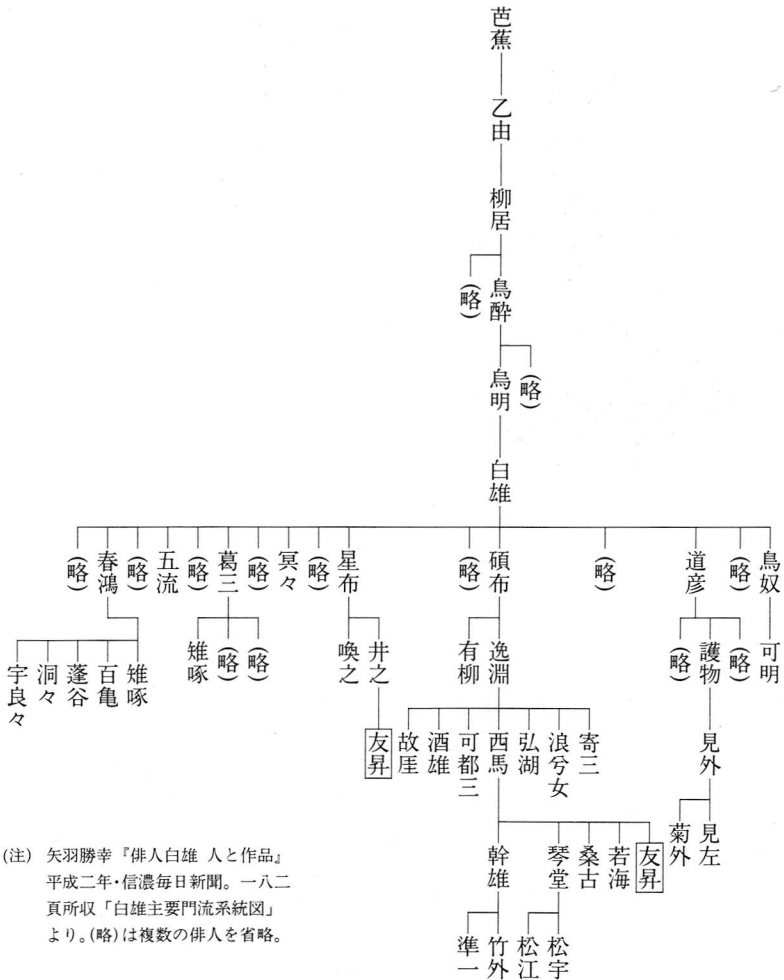
永代奉額」(主催・楽吟社、御成婚記念鎮守永代奉額句合)熊川神社文書)が掲げられているが、その選を玉(曲)汀庵友遊宗匠がしており、この「友遊」も友甫一門と思われ、友甫の影響は後年まであったことが推察される。以上のように友甫は多摩地域の村々で大きな影響力を持つ俳人として注目されつづけ、明治三八年(一九〇五)「何こともミつから掃除怠らす百事を清く朝な夕なに」(「懸物」)田村半十郎家蔵)の言葉を残して没した。

(2) 福生村出身の俳人・松原庵友昇

開港場横浜で 後段では福生村出身の俳人・松原庵友昇(文政一二年(一八三〇)～明治一八年(一八八五))について活躍する商人 り上げ、横浜と福生など多摩地域との結びつきについて言及しておきたい。

友昇の経歴については、友昇が松原庵を継承したときに出版した『浅川集』(福生市郷土資料室森田文庫蔵)の平塚梅花の序文に見られる。それによれば「武蔵国、玉川之涯、多摩里之人也、少時学経史、而性好俳諧、問其道於田村氏、然後来江戸、受業於富所西馬之門焉、移住横浜、以修商法矣」とある。すなわち郷里福生村の幽夢や友甫と交わり西馬の下で育った友昇は横浜で頭角を現す俳人となり、八王子で松原庵を継承することとなる。この友昇を系譜系流という俳諧の伝統の上からみると図Ⅲ-104にあるように白雄の系流に連なっている。

こうして友昇は横浜で名声を上げるが、先の『浅川集』においても「移住横浜、以修商法矣」とあったように、友昇は横浜で商



図III-104 白雄主要門流略系統図

[illegible]

897

人として活動した人であった。『横浜沿革誌』（太田久好）にはつぎのように記されている。

（明治八年）全月（八月）南仲通三丁目森田友昇、横濱町號橋名ヲ都路体ニ編集シ、名ケテ横濱地名案内ト称スル習字本ヲ発刊ス、本人（友昇）ハ開港以來生糸売込紹介店ノ元祖本町三丁目芝屋清五郎店支配人ニテ勇次郎と云ヘルモノナリ、多年忠勤効蹟アリテ維新後南仲通三丁目ニ鰹魚店ヲ開業ス当時剃髮シテ名ヲ友昇ト改ム、常ニ俳歌を好ミタルヲ以テ同好知友多シ、為メニ商業モ自カラ繁栄セリト云。

芝屋とは、安政六年（一八五九）に開店した生糸売込商（『横浜開港側面史』、藤本實也『開港と生絲貿易・中』、『横浜市史三』）でその生糸取扱い量も多く、ここで友昇は支配人を勤めている。友昇は本名を勇（祐）次郎といったが、つぎの資料はその商業に従事する様子がうかがえる。

差上申す御請書之事

今般御国産絹糸、横浜港へ御差向け売捌き方遊ばさる可く御儀ニ付、則ち同所差配私共へ仰付けられ候儀仰渡され有難き仕合せニ存じ奉り、就ては御荷物右港へ差船之砌、私共身元として金八千両相違無く上納奉る可く候、尤も御用向之儀は惣て大切ニ取扱う可く旨仰渡され、是又承知畏み奉り候、これに依て御請証文差上奉る処、件の如し

神奈川奉行御預り所

武彦久良岐郡横浜町

本町三丁目御地所拝借人

芝屋清五郎

右同人店支配人

祐次郎

同所式丁目 同断

甲州屋忠右衛門

(中略)

南部美濃守様御内

大石貫一郎様

(元治元年〔一八六四〕五月)

『横浜市史・資料編1』

こうして生糸売込みに奔走した友昇も維新後に芝屋からはなれている。芝屋の店にあった者は後に生糸商になったり同様の商店に勤めたり、また芝屋衰亡後ほかの職業に転向したのもあったというが、友昇の場合は鯉魚商となっている。

そのほか横浜における友昇の足跡については表Ⅲ-90のようにみることができるが、詳細については不明である。ただ友昇はハマの草分けの中ではなかなかの名物男であり、「子僧殺し」という講談には長兵衛という名でその活躍が語られていたという(石井光太郎『横浜の俳人たち(1)江戸期』)。

横浜の俳人・

嘯月庵友昇

維新以後友昇は嘯月庵と号し、横浜の俳人として活動しているのであるが、その俳人としての存在を顕示したものが最初の句集と考えられる『高むしろ集』である。これは歌仙と発句という正統な

俳諧撰集の形(安田吉人「森田文庫をめぐる人々」『みずくらい』11)をとっており、歌仙の詞書の中に「其身市に

表Ⅲ-90 横浜における友昇の足跡

年 月 日	記 事	史 料
明治 三年 三月二〇日	一 森田屋友昇を元弁天地跡、元町にて埋立ル地所、間口四間、奥行拾間土地拝借願	『横浜町会所日記―横浜町名主小野兵助の記録―』一九九一年・横浜開港資料館
同 三年閏一〇月二五日	一 元集会所持店賃金四拾八両壹分式朱と百式拾文預り置、其御筋江納方之儀同上候処、右は元方江差戻可然旨被仰聞候間、森田屋友昇江差戻し、預り書付消印いたし置候事	右同
同 八年二月二四日	著述出版人・横浜南仲通三丁目四十一番地居住・神奈川県平民 森田 友昇	神奈川県文化資料館蔵・森田友昇『横浜地名案内全』明治八年……奥付
同 九年 六月 五日	五日夜南仲通森田友昇類焼	田村半十郎家文書・「明治九丙子日記」
同 一二年	文音武州八王子駅八幡宿成井兵蔵・横浜南仲通三丁目五拾四番地 森田 友昇	右同蔵・森田友昇『浅川集』明治一二年
同 一四年	鯉節商之部。全 Katswo Fish Shops. 南仲通三丁目五十四番地 森田屋 森田 友昇	『横浜商人録』東京・大日本商人録社

ありて暇なき人なりせば、寒暑の足る事を計れる間に／＼かしこき人ニ教をも伺ひ」と当時の友昇の俳諧のありようがうかがえ、また次のように友昇周辺の人によって記された跋文の中に友昇を育んだ横浜の活況が伝わってくる。

（前略）横浜の地ハ、諸々のこと国までも聞えて、さも名だたる所とハなりなん（中略）かならずしも成大なる地とハなりぬへく、人心も亦是につれて一時に木昇をもなすようにおもひつる処より（中略）宵越の懷中を貯へさるハ人情最清かりなん、そハ全く大いなる利を得んと欲するもの、其道の取引かけ引の場合に望みてハ、式方

表Ⅲ-91
多摩地域等における
『横浜地名案内』売捌先

武州八王子駅	師岡権之輔・小野徳次郎
武州五日市駅	利倉屋徳兵衛
武州多摩村	田村友甫
武州所沢町	三上平次郎
武州青梅町	駒屋新兵衛・随症堂

注 石井光太郎編『新編 横浜地名案内』横浜歴史普及会、平成元年

四万のめきしこ銀ハ上ハ端の如くおもひあれハ、市に奢る事ハ露計もいとハさる処をのみ見真似するに依れハ也
(後略)

とあり、友昇のおかれていた環境が彷彿としてくる。そして

此俳諧のからみに遊ぶ事を知らは、高きもひきくもおのつから物読業に道ひかれぬれハ、家を守り身を護るの行ひをも省るものから、正風の俳諧は簡易にして、心を慰めんなどさま／＼にとて、たゝおもへるも好む心のひとしければや、若はたこと国の人も又又なつくならんや

と俳諧の持つ魅力を語っている。このほか発句には静遊(埼玉県入間市谷ヶ貫・神山忠次郎)、喜山(同県所沢市・

三上喜三郎)、井之(松原庵、友昇の先代)、野井(同県入間市中神・浅見茂兵衛)、桃郷、三籟、二溪、雪朗、鳳山、鯉丈(同県越生町黒山・棒名神社神主柴寄男)、松圃、柴郭、正紬、喜外(同県所沢市・喜山弟)、雪年、友甫など一

八名の狭山根通り(狭山丘陵周辺)などの武蔵の俳人の句が収められ交流の跡を示しているが、友甫は歌仙(表Ⅲ-87参照)にも登場し、そのつながりの強さを示している。

つづいて明治七年(一八七四)に出版された『横浜地名案内』(『新編横浜地名案内』)には、「皇国當嘉永年間。關横濱地。而許外国通商矣。爾來削山。埋海。鑿川。架橋。開阡陌千四方。成一都會焉。蓋所由風土之盛。與人才之

穀者也。於是。友昇森田翁。嘗著本地地理。且撰八景圖。以冠之。」(平塚梅花序)とある。児童の勉学や「糸估蚕商」や観光の客の便を目的に記されたものであるが、ここに収録されているのは詩・歌・俳句・書などを見ると、当時の友昇の交流の幅の広さがわかる。

またこの本には売捌所(表III-91)が記されているが、東京などの都市と横浜近郊以外に多摩地域の町村が記され、多摩地域と友昇または横浜との交流のあることを示している。

松原庵友昇と多摩 右のとおり出身の多摩地域とは俳諧交流をつづけた友昇であったため、多摩の村々の俳人にはその存在がかなり知られていたのであろう。

そこで明治一二年「其後星布、以文化十一年甲戌十二月、卒千菴、壽八十三也、距今六十六年也、而松原菴之嗣號者、有二焉、而後絶矣、去歲戊寅之春、郷人、谷合、田野倉、成内、小澤、岡本、田村、川口、之七氏、招請友昇、謂之曰、子好俳諧、且子之齡、過知命、家政付兒、宜以俳諧、為閒生計、七氏周旋、為松原菴嗣、如之何、友昇欣然諾之」(『浅川集』)として「郷人」七人の要請によって八王子の名庵松原庵を嗣いだのであった。そしてその間の様子を「郷人」の一人であった友甫は次のように「日記」に記している。

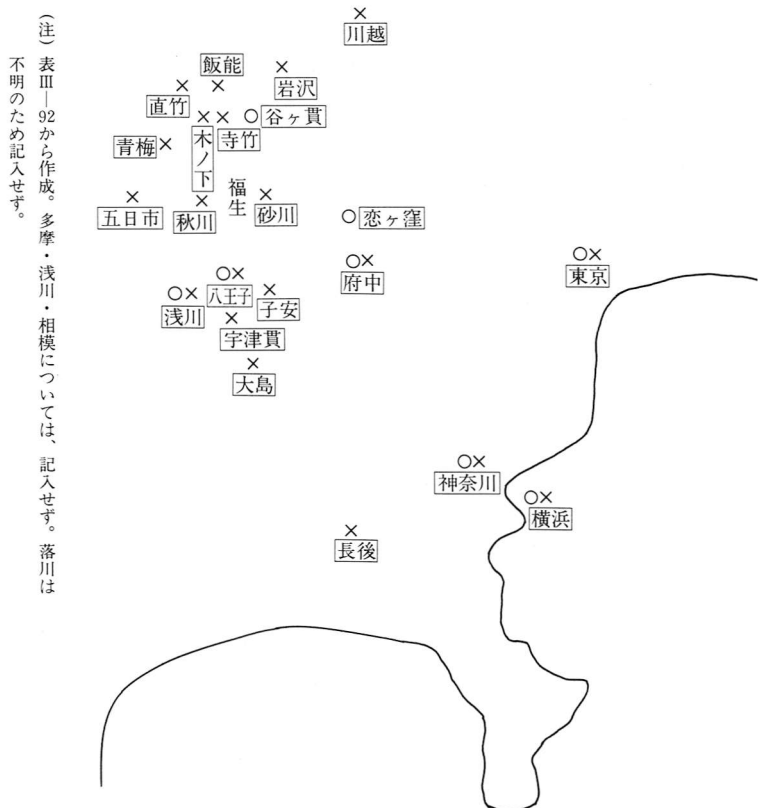
(明治一一年「八七」一〇月二一日) 一 廿一日天き、芳(友甫) 豊田へ寄り八王子へ寄る、松原庵を友昇へ譲り請け候筈、芭蕉翁深川居住之時、秘藏せし瓢、又松原庵と認めたる額、其外短冊名印ヲ請ル(後略)

(同年同月二四日) 一 十月廿四日、雨てん(中略)

松原庵をうけつける友昇によす

勝れるものは謙遜を旨とす

第3節 農民文芸の興隆



図Ⅲ-106 『浅川集』入集者分布

実の程ほこらぬ稲の力かな

慎されは養ふあたはす

朝^早起の積りて秋の俵かな

蕉翁深川の庵に住れしふく門
に瓢をかけ置ルれば、其道を
したひ参人、該瓢に金穀入
れおきたるを、翁空表になり
しかハ瓢を明て其金穀にて日
を送りけるよし、至て秘蔵
の器なるを、いかなるゆへや
松原庵に伝えありければ、こ
たひ譲をもとむ

胸のあたりに、ノかゝりありと
の故哥によりて

其形りをきつと守りて瓢かな

松原庵を祝す

八千代経る松の薫るや冬日な^(か欠か)



図Ⅲ-107 『浅川集』
(福生市郷土資料室蔵)

友甫

〔明治十一年戊寅日記・豊昌〕田村半十郎家文書〕

また翌明治一二年には「横浜友昇ちらし参る」〔明治一二己

卯日記・豊昌〕同家文書〕と記され「十月二三日」友昇参る

羽村泊り、「同月二十四日」朝友昇立ち寄り八王子へ行く、

「同月二十五日」芳（友甫）八王子開巻へひるより行き泊り、

「同月二十六日」一、廿六日くもり、午後三時頃より雨、八王

子大善寺ニ松原庵嗣号開巻式あり、芳成内泊り」と嗣号に関連

して一連の記事が記されている。

そしてこの嗣号を記念して出版されたものが『浅川集』であった。これは百韻と発句による撰句集であるが、序は平塚梅花の文を野津田村の石坂昌孝が記し、宗匠の三森三木雄と女流画家奥原晴湖が跋文を寄せている。また百韻・発句はともに松原庵や友昇にかかわりのある俳人の入集と考えられる。そこでこの友昇の交流の広がりを知るために『浅川集』に入集している俳人の分布を見ておいたものが表Ⅲ-92であり、これを分布図の上に示したものが図Ⅲ-106である。これを見ると松原庵のあった八王子を中心に東京・横浜の俳人が多く、そのほかはそれらの周辺に広がっている。なお東京・横浜の俳人などには全国的に高名な宗匠も含まれているが、これら分布にみる入集者の多くは村々の中心的な宗匠・在村の俳人と考えられる。

右にみたように友昇の継承した松原庵の交流の広がり、八王子を中心とした多摩地域、これに隣接する入間、そ

表Ⅲ-92 『浅川集』居住地別入集者数

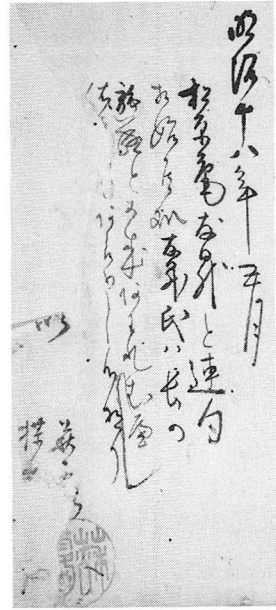
居住地	百韻参加者数	発句入集者数	備考
八王子	37	46	○発句入集者数の欄には、百韻参加者のいる居住地の入集者数と、10名以上入集している居住地の入集者数を記入。なお、10名以下の入集者の居住地は以下の通り。 戸塚(8) 横須賀(6) 九沢(5) ナカツ(3) 渋沢(1) 大磯(1) 田名(2) 相原(2) 二本木(3) 箱根ヶ崎(5) 比企(9) 吾野(5) 今井(2) 成木(8) 御岳(2) 村山(8) 平沢(3) 平井(6) 丹木(5) 梅坪(1) 川口(5) 府中(7) 谷保(3) 正楽寺(1) 宮寺(1) 大神(4) 野津田(3) 小野路(6) 北野(7) 逗子(1) 田名(1) 横川(2) ()内は入集者数
東横	18	68	
多摩	17	74	
字(浅)	5	21	
府中	3	46	
神奈川	2	7	
恋ヶ窪	1	14	
日野	1		
谷ヶ貫	1		
武蔵	2	28	
相模(相模)	1	10	
落川		21	
砂川		20	
大シマ		17	
長飯		17	
寺能		12	
岩竹		16	
川沢		13	
青越	1	11	
直梅		10	
木竹		16	
ノ下		12	
五市	1	15	
秋川		10	
字貫		10	
子安		14	
不	9		
計	100	654	

して友昇の活動の舞台であった横浜およびその周辺であり、また高名な俳人が多数いた東京とも接点を多く持っていたということができよう。

こうして友甫などとの交流をつづけ、多摩地域をも代表する俳人となった友昇であったが、横浜の俳人・萩露しゅうろとの連句の途中に急死し、五七年の生涯を終えてしまうのである。その様子を萩露は次のように記している。



図Ⅲ-109 森田友昇の墓
(見光寺 横浜市)



図Ⅲ-108 友昇の最期を
記す記事 (「萩原萩露日
記」萩原マツ家蔵 八王
子市)

資料館蔵)が催され、友甫もその選者の一人となっている。

なおその後松原庵は長田琴通、城所一知、大野大玉と伝えられている。

(追記) 松原庵友昇の俳諧資料については、福生市郷土資料室『福生市文化財総合調査報告書第二五集・森田友昇

明治十八年五月

松原庵友昇と連句

相始め候処、友昇氏ハ長の旅路と相成

りあわれむへし、依^(破)あ^(破)らわし候な

り^(破)想^(破)萩露^(破)

萩^(破)露^(破)

(「萩原萩露日記」八王子市萩原マツ家蔵)

また友昇の没したことは友甫にも「(六月六日)

横浜友昇、昨五日午後十一時急病にて死去之趣飛脚
参る」(「明治十八乙酉日記」田村半十郎家文書)と

知らされている。そして同年横浜の俳人などの手に

よって保土ヶ谷の見光寺に葬られ、後年月華という

俳人を催主として「横浜石川町妙法堂永代掛額松原

菴友昇・桜菴太麗両居士追福句合」(神奈川県文化

著作集』を参照のこと。

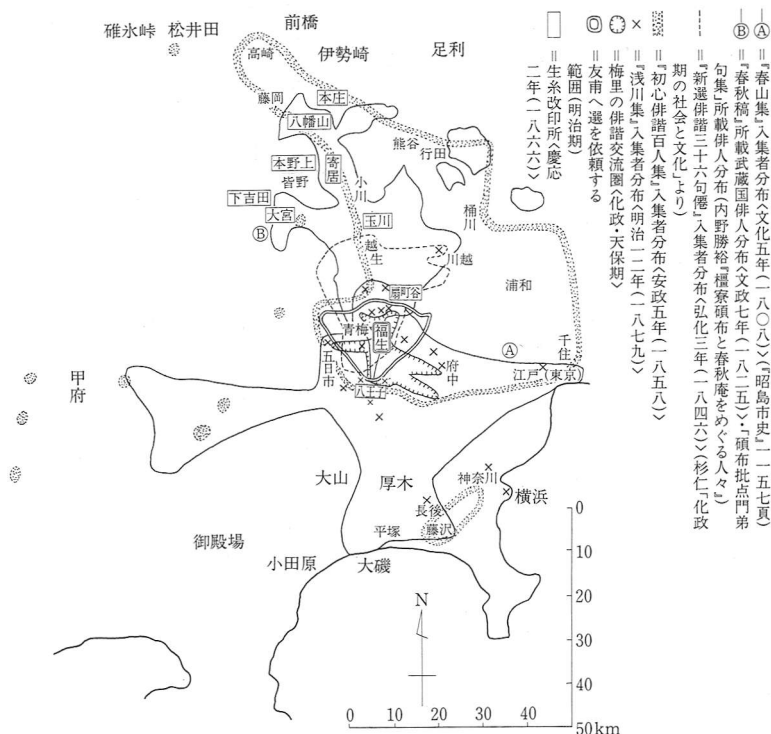
3 俳諧交流の広がりとその背景

白雄の系流

前の第一項、第二項で熊川村の玉石亭梅里、福泉舎友甫、松原庵友昇などを中心にして福生市域の俳人の様相を見てきたのであるが、最後にこれら俳人の交流圏の位置づけとその意味について言及しておきたい。図III-110は、こうした位置をみるために今まで触れてきた俳諧交流についてまとめたものである。まず『春山集』の入集者分布を――④でみておきたい。『春山集』は天明より白雄と交流を持ち、師事もした星布の八〇歳の記念句集であり、多摩およびその近隣で勢力を持った星布の交流の広がりを示している。この広がりはその後の多摩地域の俳人の交流の広がり、多摩の基盤を示すものとも考えられる。また松原庵となった友昇は星布の後嗣になるが、友昇の時代には松原庵の交流圏に新たに開港場横浜との大きな交流が加わり、友昇自身がこれを具現し多摩地域にとっては新しい広がりでもあった。

次に多摩地域の俳諧交流を理解する上で留意しなければならないのが、武蔵山根地方（西多摩から上州に連なる山裾）に広がっていた春秋庵系の存在である。

春秋庵は白雄の開庵した庵で、六世・川村碩布（寛延三年（一七五〇）～天保一四年（一八四三））および七世・可布庵逸淵（寛政二年（一七九〇）～文久元年（一八六一））の存在が、この山根地方に大きな影響力を与えていた（内野勝裕『樞寮碩布と春秋庵をめぐる人々』）。碩布は、入間郡馬場村（埼玉県毛呂山町）の名主を勤める酒造家で、文政元年（一八一〇）に江戸で春秋庵を継承しており、逸淵は兄玉郡八幡山町（埼玉県児玉町）出身で、高崎で活躍した後、文政の終わりに



図Ⅲ-110 白雄の系統にみる俳人分布（19世紀）

頃には江戸で碩布を継いで春秋庵主とな
っている。こうして高名な俳人が輩出し
たことによって山根地方の俳諧は活発と
なり、まとまりのある大きな広がりを持
ったという。それが――㊦で示したもので
ある。これを見ると、先に示した星布や
友昇の松原庵の交流に示される広がり
に隣接し「狭山根通り」の地域は両者の交
流が重なっている。事実、この「根通
り」の村々の俳人たちによって催され
た大規模な句合の入集者を見てみると……
線で示すように両者の隣接地域周辺に
広がっており、これを反映してこの句合の
中心者たちが逸淵を師としていたり友甫
や友昇と交流を持ったりしている。

さらに『**百人集**』で示したものは『**初心俳諧**』入集者の分布である。同集は『**百人集**』

立庵の評（選）になり、入集者から考えても春秋庵系のものと考えられるが、その分布を見てみると八王子・江戸から高崎へ伸びており、甲州や横浜周辺にもおよんでいる。

右のような図に見る広がりには系譜的にも親密であった。俳諧は比較的庵の系譜・系流というものが重視されているが、そこで重要なのが加舎白雄（元文三年〈一七二六〉～寛政三年〈一七九一〉）である。白雄は天明中興俳壇を蕪村と二分した雄であった（矢羽勝幸『俳人白雄人と作品』）が、松原庵星布も碩布も白雄の弟子であり、星布と碩布は交流もある。加えて友昇は西馬の門下であるが西馬は碩布の後を嗣いだ春秋庵主逸淵の下で学んでおり、さらに教倫明社を創設して明治の俳壇に大きな影響力を持った最後の春秋庵主三森幹雄（三木雄）は、友昇と同門ということにもなるのである。

このように見てくると、化政期から幕末維新期までを中心にして、上州の高崎周辺から相州、甲州、江戸（東京）へつながる一連の俳人交流圏を、そしてことに幕末からは多摩地域から横浜にかけての広がりを指摘できるのである。梅里、幽夢が俳諧を嗜み、友甫が地域の宗匠に成長し、友昇が俳人としての地位を築いたのはこのような中においてであった。

なおここで詳細に触れることができなかったが、当時の村々には様々な文化が存在し、俳諧の広がりには漢学・国学・和歌・漢詩・歴史・思想的著作・小説・戯曲・川柳・狂歌・絵画等々の活動がおこなわれていた広がりを示すともいえよう。

俳諧の背景

右では系譜・系流から俳諧交流の広がりをみておいたが、最後に経済的背景について触れておきたい。

先に俳人として上川原村古友・友子、そして友甫・友昇について触れてきたが、古友・友子は繭・生糸・縞の仲買商であり、友甫は酒造業に従事し、友昇は横浜の生糸売込みに奔走していた。また『俳諧三十六句偈』の「狭山根通り」の俳人には織物業に関する仕事をする者も多く、実際「根通り紺屋仲間」(「根通り紺屋仲間議定連印書」『入間市史・近世史料編』)や「縞座」(「縞座之儀につき議定連名帳」『入間市史』)があって、織物生産や売買の盛んな地域であった。こうしたことから、俳諧交流の背景には経済交流の存在が指摘される。

そこで、図Ⅲ-110で見た俳諧交流の広がりを見てみると、その広がりには天明期武州の絹・紬市(八王子・伊奈・五日市・平井・拝島・新町・青梅・飯能・扇町屋・川越・越生・坂戸・松山・大宮・小川・鉢形・熊谷・本庄・寄居・八幡山・渡瀬・野上・吉田・小鹿野)(伊藤好一『近世在方市の構造』)の分布に重なり、□印に示したように幕末の生糸改印所(大館右喜『幕末社会の基礎構造』)にも重なっている。また多摩地域の絹織物・綿織物・絹綿交織物生産は化政期に確立(鈴木芳行『江戸時代後期玉川中流域の織物生産と流通』『石川酒造文書三』)してこの地域に大きな変化をもたらしており、さらに明治一〇年代初期には神奈川県多摩地域や津久井郡、埼玉県秩父郡、入間郡、山梨県都留郡の関東西部山間織物業地域およびその周辺は、国内でも有数の織物生産地に成長していたといわれる(鈴木芳行『維新期全国紡織生産の動向と多摩川中流域の織物基盤』『多摩川秋川合流地域の歴史的研究』(第一次研究報告書)1)。

このように俳諧交流の底流には織物などの経済的背景があったと考えられ、先にあげた石川家の場合も天保期に梅里の養子となった和吉(実家は上川原村指田家、友甫の実兄)が縞買を始め、同家の伝統的な畑作経営中心の生活を転換し酒造業を始める礎を築いており、織物が同家の経営に大きな影響を与えた。また生糸売込商の支配人であった

友昇は、関東各地の生糸集荷場として求心力を強めていた八王子で、松原庵を継承したのである。

以上のように、広く展開している俳諧に代表される村々の文化の交流は、地域の持つ経済上の特徴とその隆盛に乗って展開されたものであり、その到達点に自由民権運動があり、こうした文化の蓄積が政治的にも開花することとなるのであろう。